

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題

横浜市開港記念会館は、横浜市中区の官庁街に所在し、本町通りとみなと大通りの交差点の西角に位置する。同交差点の東角には神奈川県庁舎（重文）が建ち、本町通り沿いに北西へ約750m先には横浜市役所庁舎、南東方へ約400m先には中区役所庁舎が所在する。本計画における計画区域は、当建物の敷地全体を範囲とし、敷地北辺は隣地境界、その他の東・南・西辺はそれぞれ道路に面する。敷地が東面する「本町通り」は幅員24.0m、県庁前交差点を介して直交し、敷地が南面する「みなと大通り」は同じく幅員24.0mで、2辺を大通りに接する。敷地西面は「南仲町通り」に接し幅員は8.0m、敷地北面は隣地境界で、2棟のRC造建物と隣接する。

横浜市開港記念会館の敷地は都市計画法の商業地域となっており、建蔽率は80%、容積率は800%である。また、中央地区駐車場整備地区、横浜都心機能誘導地区、関内地区関内中央準特定地区に含まれており、周辺は市街地中心部で、縦横直交する道路により区画された街区が整然と並び、それぞれに高層の建物が密集して建つ。

横浜市開港記念会館を中心とした計画区域内において、重要文化財建造物の本質的価値の保護と周辺環境の適切な保全を推進するにあたり、保存方針別に区域を区分するとともに、所在する建造物や工作物等の構成要素の文化財的な価値の見直しとそれに基づいた保存の方針を定め、区域区分ごと、及び建造物等の区分に応じた具体的な管理・取扱方法を明確に定める必要がある。

2. 環境保全の基本方針

横浜市開港記念会館は、横浜市中心部のランドマークとして、市民及び来訪者に親しまれており、創建当初から公会堂として、広く利活用されている。建物南東隅にそびえ立つ時計塔は、神奈川県庁本庁舎の「キングの塔」、横浜税関の「クイーン」の塔」と並び、「ジャックの塔」の愛称で知られ、地元では「横浜三塔」と呼ばれ、横浜港のシンボルとして長年市民に親しまれている。建物外観は、赤煉瓦に花崗岩をとりまぜた、いわゆる「辰野式フリークラシック」を採用し、通りに面した3つの隅部に、時計塔、角塔、八角塔を配し、ドームを架けた各所に意匠的な要素を備える。高さ約36mの時計塔は大正期の煉瓦作り構造技術の水準を示すとともに、石材装飾のディテールにはセセッションスタイルの反映がみられ、大正期独自の造型も兼ね備えている。その煉瓦造の象徴的な外観は、横浜市の中心市街地におけるアイスポットとして周辺環境における重要な要素であり、重要な役割を果たしている。

環境保全の基本方針としては、計画区域内において外構整備をおこない、当建物の外観を損なうことなく適切に保つものとする。また、当建物の外観を保全することにより、周辺地域の景観及び環境に寄与し、周辺に所在する文化財建造物と連携して地域全体の魅力を高め合っていくことを期待するものとする。

環境保全の観点から、計画区域内を保存・保全・その他の地域に区分し、「3. 区域の区分と保全方針」で後述する保全方針に従い管理をおこなう。区域内の土地・樹木の景観及び保全については、できるだけ現状を維持することに努め、変更する際にも周囲の景観を損ねることがないように配慮する。

区域内に所在する工作物、展示物、植栽等については、それぞれ保存・保全・その他の区分に分類し、保存の方針に従い管理をおこなう。

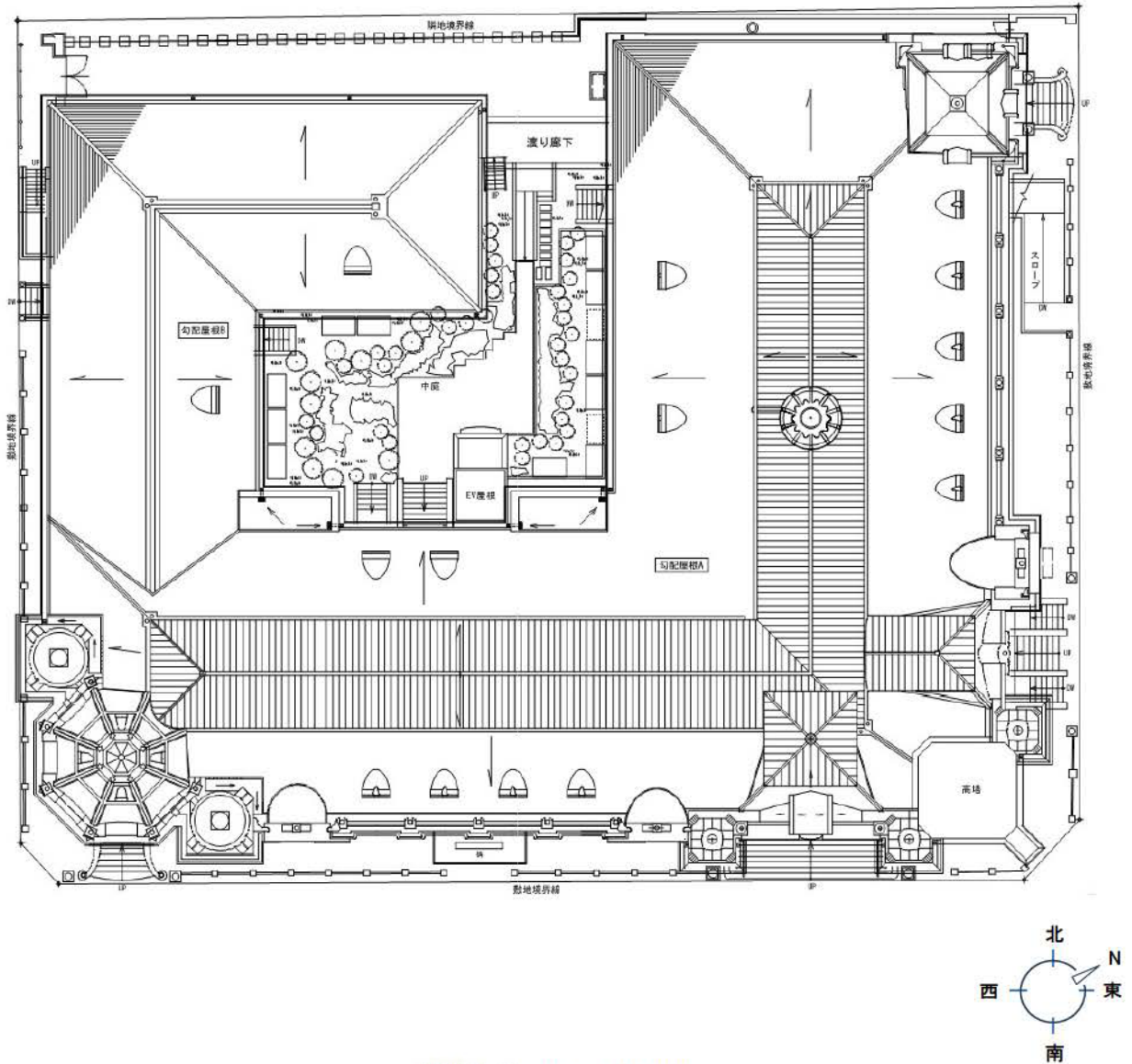


図 3-1 配置図・屋根伏図

3. 区域の区分と保全方針

環境保全の観点から、計画区域を「保存区域」、「保全区域」、「その他区域」に区分し、それぞれにおける保全方針を下表の通り定め、次頁に区域区分図（図3-2）を示す。

表 3-1 区域区分表

区域の区分	対象区域	保全方針
保存区域	<ul style="list-style-type: none"> 重要文化財建造物 建物東側、南側、西側外構 	原則変更しない 案内板等のサイン、植栽については更新・変更を許容する。
保全区域	<ul style="list-style-type: none"> 中庭 北側敷地内通路 	重要文化財建造物の北面及び中庭側外観を形成する重要な範囲であり、今後も良好な景観の維持に努める。 空調設備の室外機等の設備関係機器については更新・変更を許容する。
その他区域	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	活用整備の必要に応じて変更を許容する。

4. 建造物の区分と保存の方針

計画区域内に重要文化財（建造物）以外の建造物は存在しない。計画区域内の工作物、展示物、主要な植栽（高木）等について、「保存建造物等」、「保全建造物等」、「その他建造物等」に区分し、それぞれにおける保存の方針を下表の通り定め、図3-3に建造物等区分図を示す。

表 3-2 建造物等区分表

建造物等の区分	名称	保存の方針
保存建造物等	<ul style="list-style-type: none"> 花崗石製外灯 井戸、当建物に関する展示物 	原則変更しない。展示物については、設置位置の変更は許容する。
保全建造物等	<ul style="list-style-type: none"> 歩道境侵入防止柵 石碑 ※1 スロープ 主要な植栽（高木） ※2 	周辺地域の景観を形成している重要な要素であり、今後も良好な景観の維持に努める。 可能な限り現状を維持することを原則とするが、必要に応じて更新・変更を許容する。
その他建造物等	<ul style="list-style-type: none"> 案内板、インターホン 設備機器等 フェンス、塀 	変更を許容する。当建物の外観を損なうことがないように配慮する。

※1：石碑については更新・変更を行う場合、別途関係者間で協議するものとする。

※2：植栽については他の項目と異なり、個別に対象を特定せず、更新・植替えを許容するが、敷地内の景観の維持に寄与する植栽計画を行うものとする。

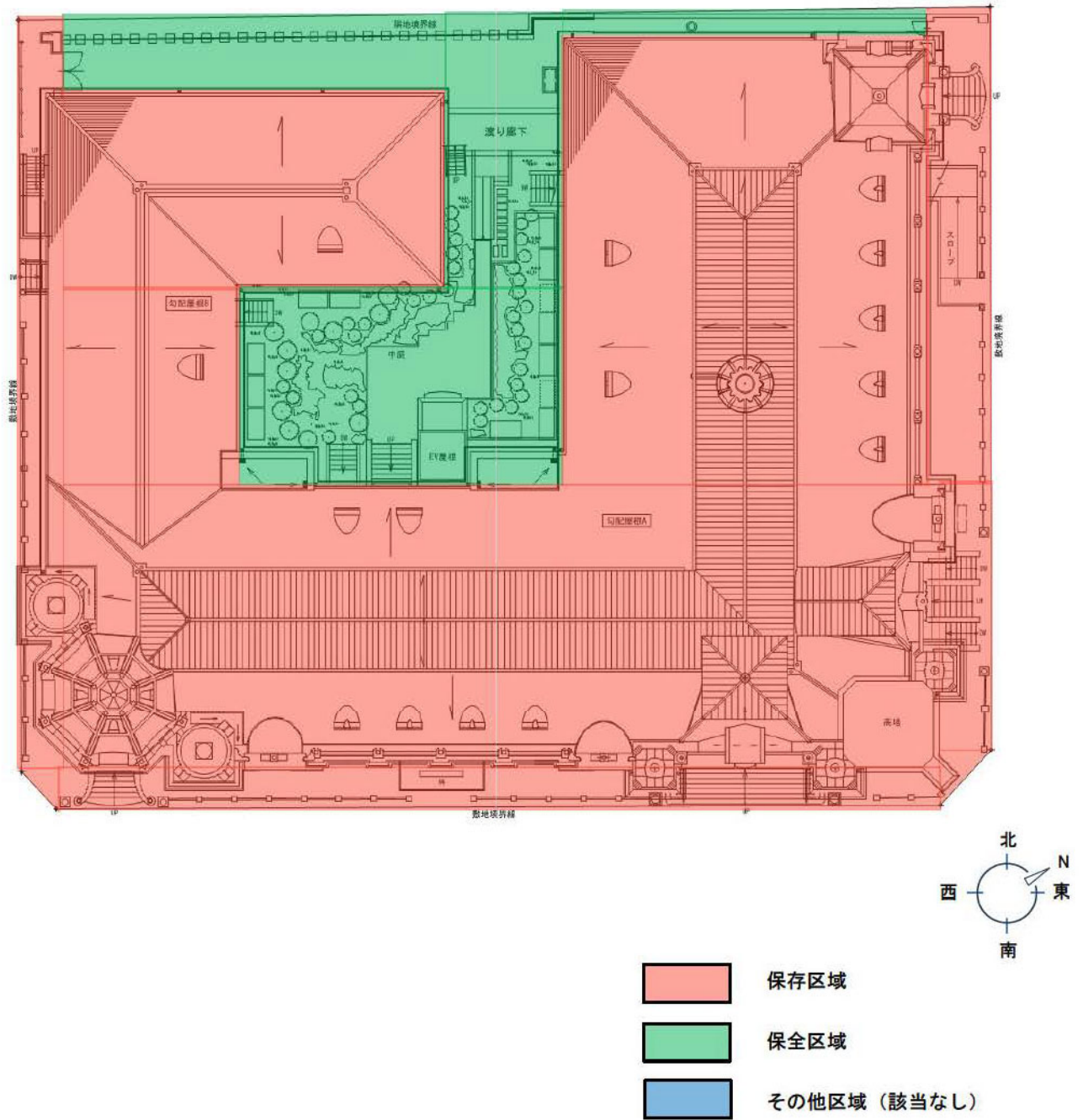
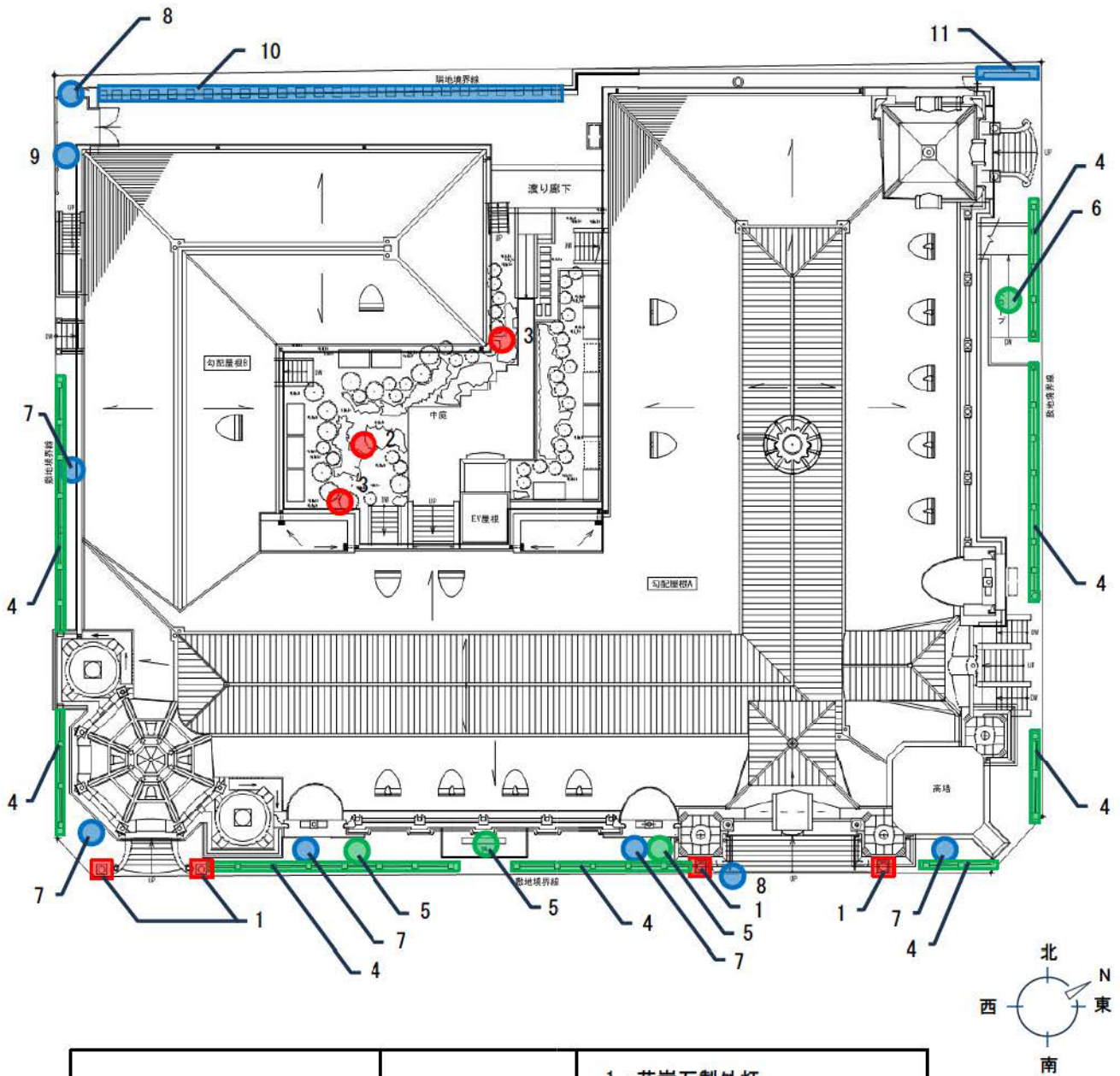


図 3-2 区域区分図



 	保存建造物等	1：花崗石製外灯 2：井戸 3：当建物に関する展示物
 	保全建造物等	4：歩道境侵入防止柵 5：石碑 6：スロープ
 	その他建造物等	7：案内板 8：インターホン 9：消火設備機器 10：フェンス 11：塀

図 3-3 建造物等区分図

建物の東・南・西側外構、中庭、北側敷地内通路の現況及び建造物等区分図に挙げた計画区域内の工作物、展示物、植栽等の写真を以下に示す。

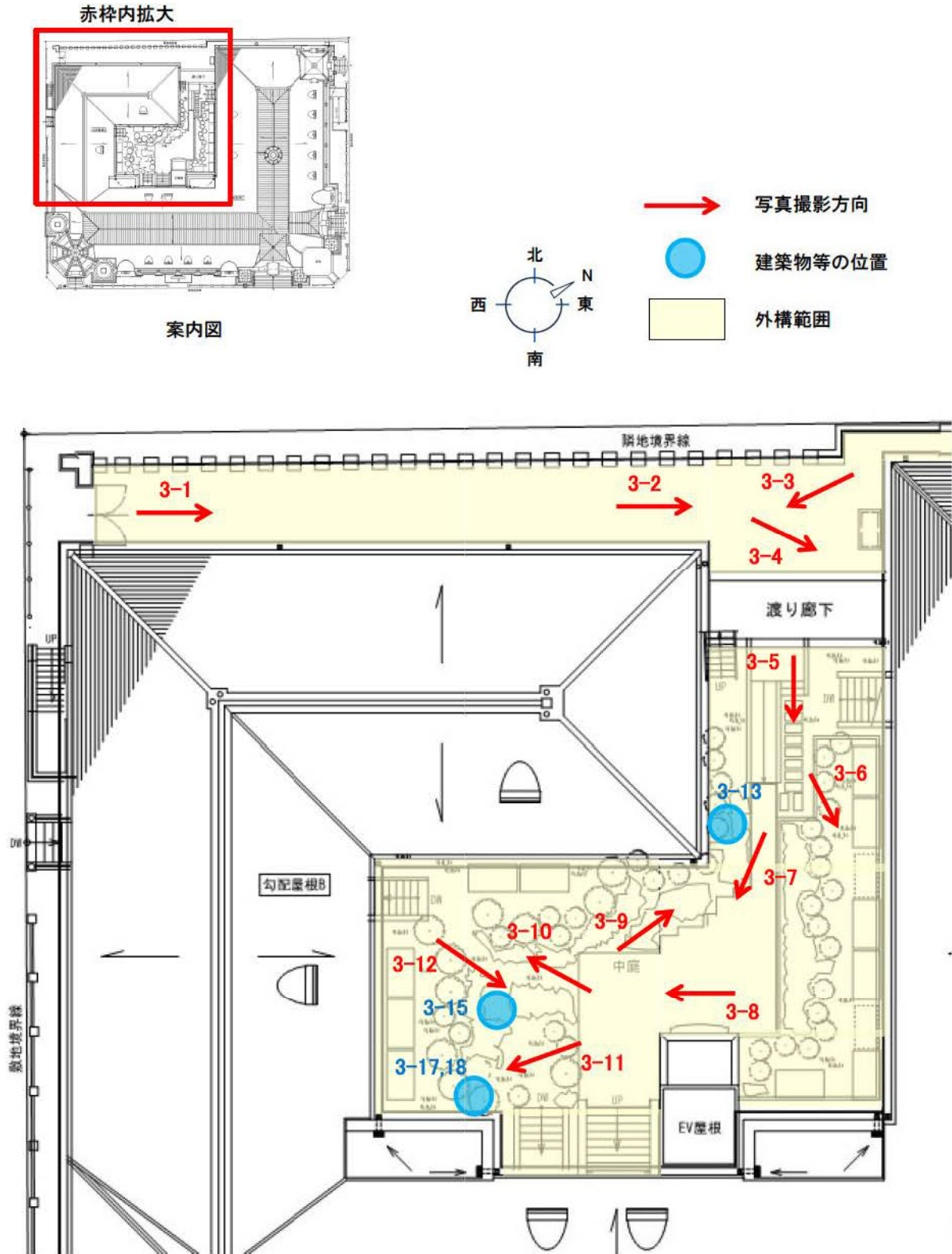


図 3-4 写真撮影位置図 中庭



写真 3-1 北西門扉から東側見る
中庭へのアプローチ路



写真 3-2 北側から中庭へのアプローチ路
右手に渡り廊下、東方見る



写真 3-3 渡り廊下北側から西方見る



写真 3-4 渡り廊下北西から見る

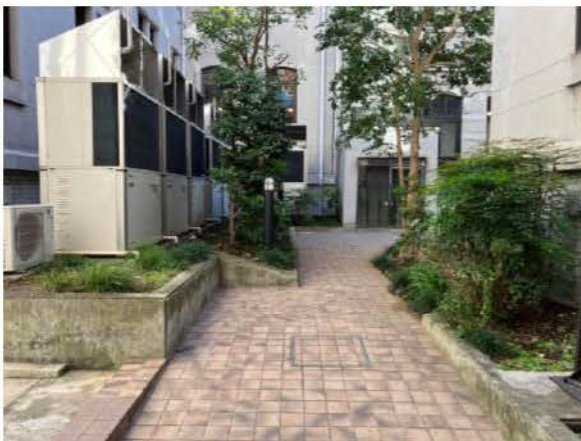


写真 3-5 渡り廊下南側から中庭（南方）を見る



写真 3-6 中庭東側（北側から南東方見る）



写真 3-7 中庭北東側から南西方見る



写真 3-8 中庭西側 (EV 北側から西方見る)



写真 3-9 中庭中央部から北東方見る



写真 3-10 中庭中央部から北西方見る



写真 3-11 中庭中央部から北東方見る南東方見る

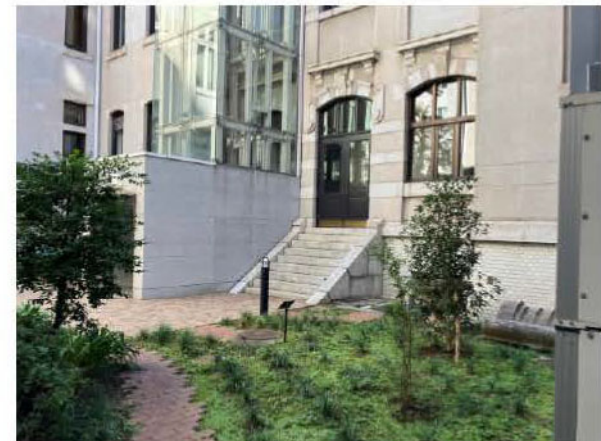


写真 3-12 中庭北西側から南東方見る



写真 3-13 中庭設置 「一階通路壁」
平成 12 年保存修理で解体したもの



写真 3-14 「一階通路壁」説明板



写真 3-15 中庭中央西寄り所在 「井戸」



写真 3-16 「井戸」説明板



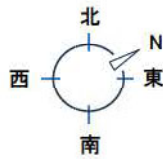
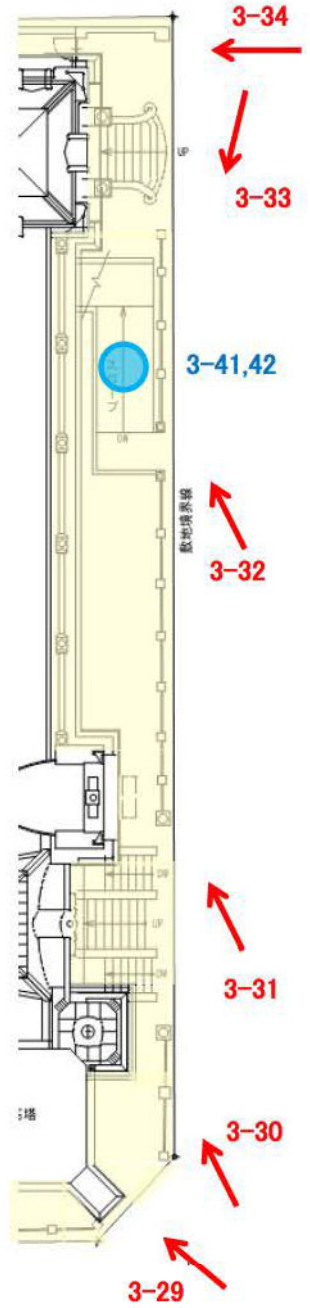
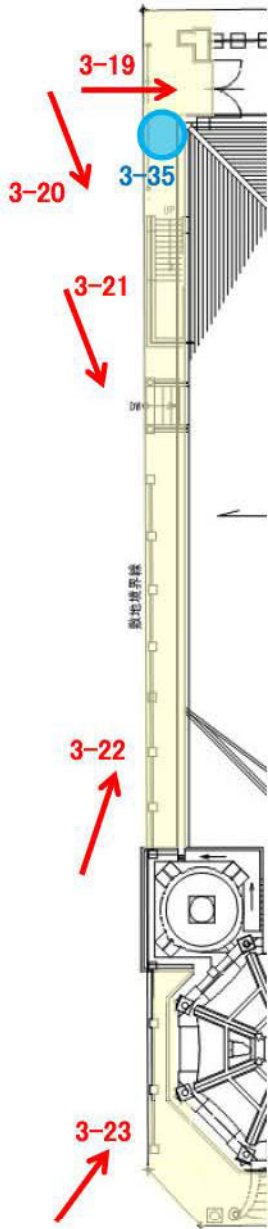
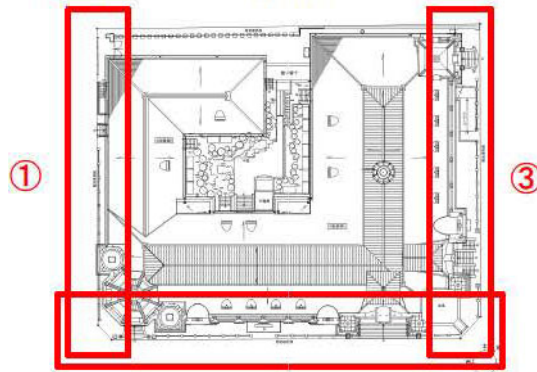
写真 3-17 中庭設置 「軒飾り」
昭和 2 年設置、平成元年撤去物



写真 3-18 中庭設置 「軒飾り」
昭和 2 年設置、平成元年撤去物

赤枠内拡大

案内図



②

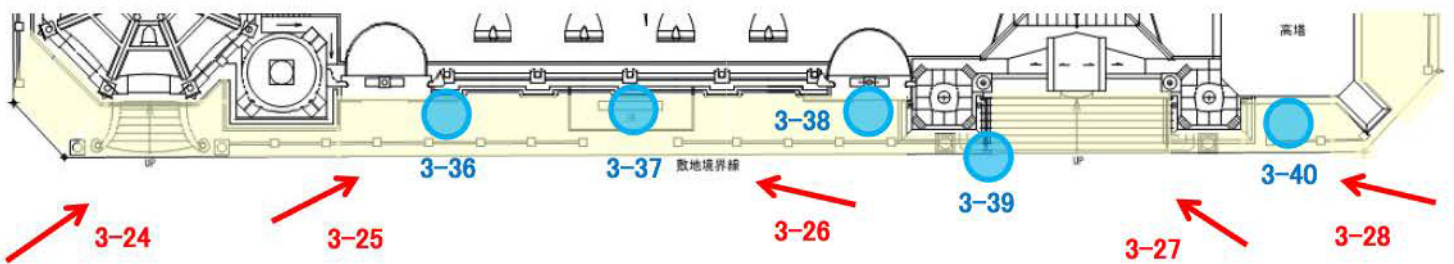


図 3-5 写真撮影位置図 東・南・西側外構



写真 3-19 北西隅門扉 西側から東方見る

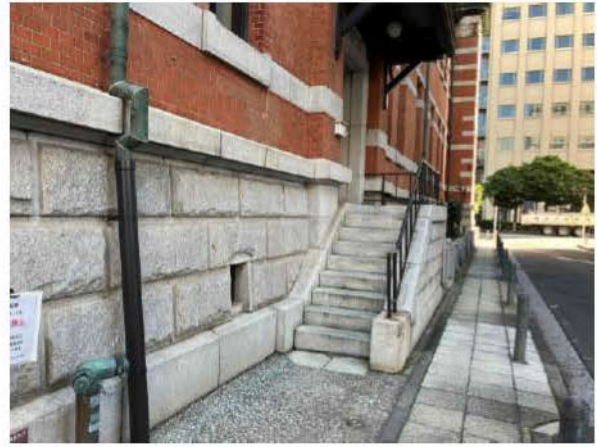


写真 3-20 西側外構 北西端から南方見る



写真 3-21 西側外構
西側管理通用口から南方見る



写真 3-22 西側外構 南西部から北方見る



写真 3-23 西側外構 南西隅部
北東方見る



写真 3-24 南側外構 南西隅部
東方見る



写真 3-25 南側外構 南玄関前から東方見る



写真 3-26 南側外構
東正面入口前から西方見る



写真 3-27 南面 東正面入口
南東側から見る

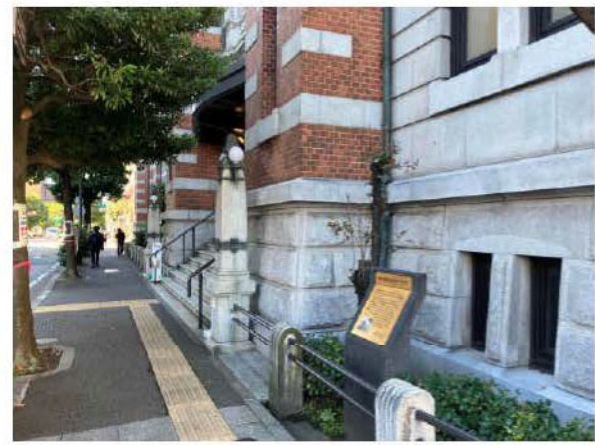


写真 3-28 南側外構 南東隅から西方見る



写真 3-29 南東隅外構 北西方見る



写真 3-30 東側外構 南東隅部から北方見る



写真 3-31 東側外構 東玄関前から北方見る



写真 3-32 東側外構
東スロープ前から北方見る



写真 3-33 東側外構 北東隅部から南方見る

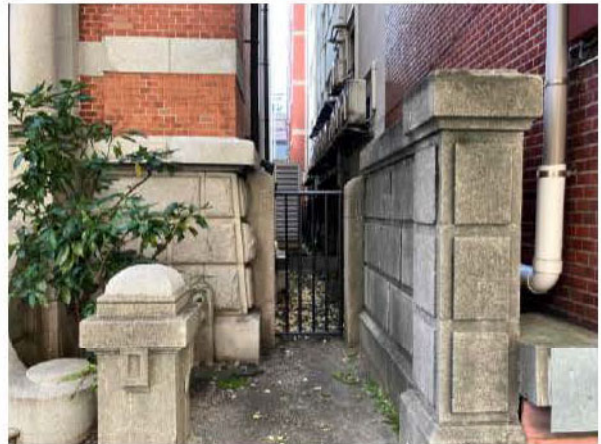


写真 3-34 北東隅部から西方見る
建物北側の隣接建物との隙間



写真 3-35 建物北西隅部 スプリンクラー専用送水口
及び 駐輪禁止看板



写真 3-36 南面外構
石碑「横浜商工会議所発祥の地」



写真 3-37 南側外構
石碑「岡倉天心生誕之地」



写真 3-38 南側外構
石碑+案内板「史跡横濱町會所跡」



写真 3-39 東正面入口前（西）
インターホンと案内板



写真 3-40 南側外構 国指定重要文化財説明板



写真 3-41 東側外構 東スロープ
南側から北方見る



写真 3-42 東側外構 東スロープ
北側から南方見る

5. 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

計画区域の範囲が、指定建物と中庭及び建物四周外構（東・南・西側道路境界、北側隣地境界まで）のみの限られた区域であり、起伏もなく平坦な地形で、急傾斜地に接していないため、土砂災害のリスクはほとんど無い。ただし、海岸線が近く、海抜が低いこと及び二つの河川に挟まれている地域であることから、大雨や台風、高潮による浸水被害などが想定される。

また、敷地周辺は高層の建築が密集して建つ市街地であるため、当建物の外壁側はほとんど不燃材料で覆われているが、北側に隣接する建物があり延焼のリスクがある。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

地階は半地下の構造となっており、地盤面より 1m程度下がった位置に開口が複数箇所設けられているため、容易に館内へ浸水することが予想できる。文化財建造物であるため、物理的に浸水被害対策をすることは容易ではないため、当面の方針としては、被害が軽減するように機械室等の重点的に浸水から守るエリア・設備を限定し、必要最小限に対象範囲を絞って検討していく。

防火対策は消防計画を作成し、防火管理に努め、火災予防上の設備点検等や出入りするすべての関係者に通報連絡、初期消火、避難誘導、応急救護に係る教育・訓練を実施しており、火災時における安全性に関して十分な対策を講じているため、現状の体制や設備を維持し、周囲からの延焼にも対応できるように対策を検討していく。

(3) 環境保全施設整備計画

計画区域内において、建物の屋根面等に降った雨水を敷地内で適切に排水処理できていない箇所がいくつかあるため、周辺道路に影響を及ぼさないように道路沿いの外構部分で排水設備の整備を図ることを検討する。また、歩道沿いの手摺の維持管理を行い、破損等により歩行者に危険を及ぼさないように適切な管理に努める。

(4) 周辺樹木の管理

計画区域内の植栽に関しては、周辺道路沿いの外構及び中庭に中高木が複数本あるため、定期的に剪定等を行い適切な管理を徹底する。東・南側の周辺歩道には高木の街路樹が複数本あるため、倒木等により建物が損傷することが無いよう、枯死や虫害等による倒木の兆候が無いか定期的に確認し、管理部署への情報提供等を行うことを検討していく。

第4章 防災計画

1. 防災計画の概要

(1) 上位計画

神奈川県では、災害対策基本法に基づき、神奈川県地域防災計画を策定しており、これは神奈川県防災会議が作成する、県の防災対策の根幹をなす総合計画で、県、市町村、指定公共機関等が実施する以下の具体的対策を定めている。

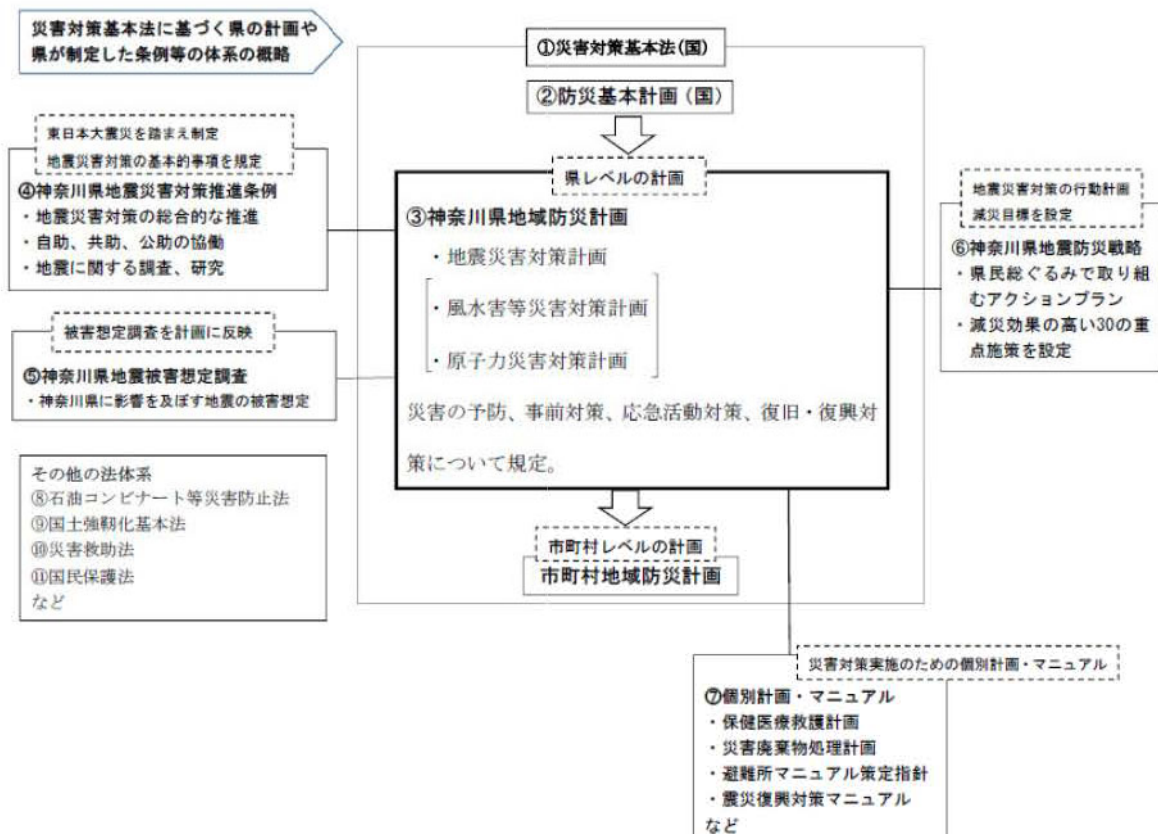
- ・都市の安全性の向上
- ・災害時応急活動事前対策の充実
- ・災害時の応急活動対策
- ・復旧・復興対策

また、神奈川県地域防災計画は、市町村が定める地域防災計画の指針となっている。

神奈川県地域防災計画には、次の3編がある。

- ・神奈川県地域防災計画-地震災害対策計画-（令和5年11月）
- ・神奈川県地域防災計画-風水害等災害対策計画-（令和5年11月）
- ・神奈川県地域防災計画-原子力災害対策計画-（令和4年3月）

神奈川県地域防災計画の災害対策における位置づけは下図の通り。



出典:神奈川県地域防災計画より転載

横浜市では、神奈川県地域防災計画に基づき、横浜市防災計画を策定している。

横浜市中区では、横浜市防災計画に基づき、中区防災計画を策定している。中区防災計画には、次の2編がある。

- ・中区防災計画（震災対策編）第6次修正版（令和4年3月）
- ・中区防災計画（風水害対策編）（令和4年3月）

横浜市開港記念会館は帰宅困難者一時滞在施設及び津波避難施設に指定されている。

（2）周辺地域の概況

当地は横浜市中区の官庁街に所在し、本町通りとみなと大通りの交差点の西角に位置する。同交差点の東角には神奈川県庁舎（重文）が建ち、本町通り沿いに北西へ約750m先には横浜市役所庁舎、南東へ約400m先には中区役所庁舎が所在する。

敷地が東面する「本町通り」は幅員24.0m、県庁前交差点を介して直交し、敷地が南面する「みなと大通り」は同じく幅員24.0mで、2辺を大通りに接する。敷地西面は「南仲町通り」に接し幅員は8.0m、敷地北面は隣地境界で、2棟のRC造建物と隣接する。周辺は市街地中心部で、縦横直交する道路により区画された街区が整然と並び、それぞれに高層の建物が密集して建つ。

（3）防災専門家の指導・助言

当地は横浜市の中心市街地に位置するため、火災や地震による被害発生時に周辺地域へ与える影響が大きいこと、また不特定多数が利用する公会堂等用途に供する公共性の高い施設であることから、活用の際した防災計画の重要度が高い。そのため、本計画策定にあたり、防災専門家から指導・助言を受けた。

指導・助言は、文化財防災にも数多くの実績をもつNPO法人日本防火技術者協会 理事長 関澤愛氏（元東京理科大学大学院教授）に依頼した。

3. 耐震対策

(1) 耐震診断

昭和61年に耐震診断を実施し、耐震上特に問題ないと結論づけている^{注1}。

当建物は主体構造が煉瓦造ではあるが、昭和2年の震災復旧工事の際に鉄筋コンクリート造の柱・梁・スラブ等の構造補強が追加設置された。

注1：『重要文化財横浜市開港記念会館保存修理工事報告書』（平成13年3月、横浜市教育委員会生涯学習部文化財課発行）p.15

(2) 地震時の対処方針

消防計画に、南海トラフ地震防災対策計画・南海トラフ地震防災規程として、南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合の対処について記載している。火災時と同じく自衛消防隊が対処するものとし、通報連絡班と避難誘導班の2班を編成して役割を分担している。通報連絡班は、地震に起因する必要な情報を収集し、放送設備等を活用して在館者に対して必要な情報を知らせる。避難誘導班は、自衛消防隊長から指示を受け、在館者に携帯用拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。

4. 耐風対策

(1) 被害の想定

台風等の強風により、周囲の樹木の倒木や、周辺建物の看板等の飛来が想定され、局所的に外周建具や外壁に被害をもたらす可能性がある。

(2) 今後の対処方針

- ・敷地内の樹木については、定期的に樹勢を確認し、倒木の危険がある場合には樹勢回復の処置や植え替えなどの対策をとることが必要である。
- ・強風が収まった後には、点検が必要な建物の部分や部位（例：屋根、屋上、外壁、舗装）を定め、その記録方法を決めて、強風後の点検を怠らずに実施することが必要であり、早期に被害の有無を把握できる管理体制とする。

5. その他の災害対策

(1) 予想される災害

その他に予想される災害としては、大雨や台風、高潮による浸水被害などが挙げられる。横浜市では海岸線が近く、海拔が低いことから、高潮等による浸水対策が必要である。

(2) 浸水対策

i) 被害の想定

中区防災計画（風水害対策編）（令和4年3月）によれば、中区には、西から東に大岡川、中村川・堀川が流れており、この二つの河川に挟まれている地域では大雨の際に洪水により浸水する危険があるとし、当敷地はその地域に該当する。

高潮に対しては、伊勢湾台風が当時と同じ角度で東京湾を直撃した場合を想定して計画高潮位を定めており、横浜市では T.P. +2.2m~+2.7m（※T.P.は東京湾平均海面）となるが、横浜市の海岸線はほぼ全面が埋立地であり、埋立の基準高さが T.P. +2.7m で計画高潮位を上回っているため、一定の安全性が確保されていると考えられる。

また、中区では内水、土砂災害、大岡川浸水の3種のハザードマップを作成している。これらのハザードマップを活用して当敷地における被害を想定し、必要な対策を検討していく。

ii) 当面の改善措置と今後の対処方針

当館地階は半地下の構造となっており、地盤面より1m程度下がった位置に出入口開口が複数箇所設けられていること、その他窓開口も地盤面から数十センチの高さが窓下端となっていることから、高潮時に容易に館内へ浸水することが予想でき、浸水被害に対して対策することは物理的に容易ではない。また、重要文化財建造物として、防潮板等の浸水対策設備等を直接建物に付加することは文化財的価値の観点から望ましくないため、更に対策を困難なものとしている。

ハード面での浸水対策が整うまでの、当面の方針としては、地階に浸水被害を受けた場合に、被害が軽減するように機械室等の重点的に浸水から守るエリア・設備を限定し、必要最小限に対象範囲を絞った浸水対策の実現に向けて検討していく。

第5章 活用計画

1. 公開その他の活用の基本方針

横浜市開港記念会館は、大正6年の竣工以来変わらず、現在まで地域の公会堂として活用され続けてきた。終戦後の昭和20～33年の間、連合軍に接収されていた時期を除き、経年による劣化や内部の改装、設備更新等のための改修工事を何度も繰り返しながら、時代に応じた用途・機能を加除しつつ、公会堂として市民に親しまれてきた。なお、当建物の公開・活用については、過去に様々な検討が行われてきた経緯があり、その概要は附参考資料3(p.227)にまとめた。

令和5年度までの保存修理及び活用のための整備工事を終え、令和6年4月にリニューアルオープンしたが、今後の活用方針としては、以下の3点を主軸として一層利活用に力を入れるものとする。

- i) 公会堂としての活用
- ii) 文化財建造物見学受入
- iii) 写真等撮影場所提供

上記3点に加え、公式ホームページ上で情報発信を行うものとする。

よって、活用基本方針は、以下の通りとする。

創建以来の公会堂として機能を維持する。また、貸館業務に支障ない範囲かつ文化財的価値の保護に配慮しつつ、建物の内外を自由に見学できるように開放するとともに、様々な用途で活用できるように適宜対応し、積極的に建物の価値・魅力を発信するものとする。

以下に、現状と異なる特筆すべき活用状況について、大正6年創建以来、年代順に簡単にまとめる。

① 食堂機能（昭和50年代大規模改修（S53）以前）

創建時からの地階の利活用状況について当時の図面等の史資料から確認すると、創建時（T6）、関東大震災からの復旧時（S2）、連合軍による接収解除後改修時（S35）までは、地階に調理所・食品庫・配膳室、2階に食堂・配膳室があり、館内（地階）で調理された料理を2階他の食堂で提供していたことが分かる。これらの調理室や食堂の機能は、昭和50年代大規模改修時（S53）には既に失われていたことが判明している。なお、創建時から関東大震災被災までは1階の52：2号室にも食堂が設けられており、地階の5：地下1号室が調理所、13：書庫（4）が食品庫、12：書庫（6）が配膳室、2階の83：6号室・84：7号室・85：8号室が食堂、99：女子トイレが配膳室であった。

② 商業会議所・貿易商組合の事務所

創建時から関東大震災被災までは、1階に商業会議所の役員室・事務室、書記長室、2階に貿易商組合の事務室、応接室が配され、横浜の商業・貿易関係者向けの室が設けられていた。商業会議所役員室は78：事務室（B）、同事務室は54：4号室、貿易商組合事務室は84：7号室及び86：9号室に位置していた。関東大震災被災後の復旧において、当建物を商業・貿易関係者のための施設ではなく、より広く市民に開かれた施設となるよう改修計画が立てられ、一部は撞球室等の遊興スペースとして開放され、利用者を特定しない会議室とした。

③ 図書室

創建時から関東大震災被災までは、1階の講堂控室部分に図書室が設けられていた。被災後の復旧において、図書室を講堂控室として改修した。

2. 公開計画

(1) 建造物の公開計画

現在の建物内外の公開状況を以下にまとめる。

令和6年4月から指定管理者制度を導入して本格的に公開活用を再開した。現在の公開活用状況は以下の通り。

i) 公会堂としての活用

事前申込制、有料にて、講堂及び会議室（1号室～9号室）を場所貸利用している
また、指定管理者が自主事業として、イベント等を企画・運営している

ii) 文化財建造物見学受入

講堂及び各会議室以外の1,2階の通路、ロビー、資料コーナー等の共用部分について、無料で、自由見学可能として開放している

また、ボランティアガイド「ジャックサポーターズ」による案内、及び月1回の一般公開日を設けている

地下階は、催事等の際に限定的に見学可能としている

iii) 写真等撮影場所提供

事前申請制、有料にて、婚礼の前撮り撮影又は各種記念撮影と商用利用目的の撮影に、館内外の場所を提供している

iv) ウェブページ上での情報発信

公式ホームページ上で、以下の情報発信を行っている

- ・お知らせ
- ・施設紹介（開港記念会館の歴史紹介を含む）
- ・館内バーチャルツアー（VR）
- ・リニューアルエリア（B1）ギャラリー（写真）
- ・ジャックサポーターズによる館内ガイドツアー（動画）
- ・上記i)の貸館業務の利用案内・料金等
- ・お問い合わせ（メール問合せフォーム）
- ・アクセス

v) 一般公開時の注意事項

文化財のき損等を未然に防ぎ、全ての来館者が快適に見学できる環境を確保するため、貸室利用者には事前に利用上の注意事項を対面による書面交付にて周知徹底している。また来館者向けには、見学時の具体的なルールを館内各所にサイン表示するとともに、ホームページ上で公開している。具体的な注意事項の内容は以下の通り。

- ・施設、備品ともに丁寧に利用して破損、汚損しないよう心がけること
- ・館内及び敷地内は全面禁煙、飲酒禁止

- ・ 飲食は指定エリアのみとする
（講堂内は完全に蓋が閉まる飲み物のみ可、会議室内は軽い飲食可）
- ・ ごみの持ち帰り
- ・ 見学可能範囲と見学順路の表示
- ・ 公安又は風俗を害する恐れのある行為、危険物等の使用禁止

次ページに、館内の活用状況を平面図上で用途別に色分けしたものを図示する。また、配置図上にバリアフリー動線と入館口及び避難口の位置を明示する。

公開活用・用途別色分図

※ 室名は p.6「表 1-1 室名一覧表」参照

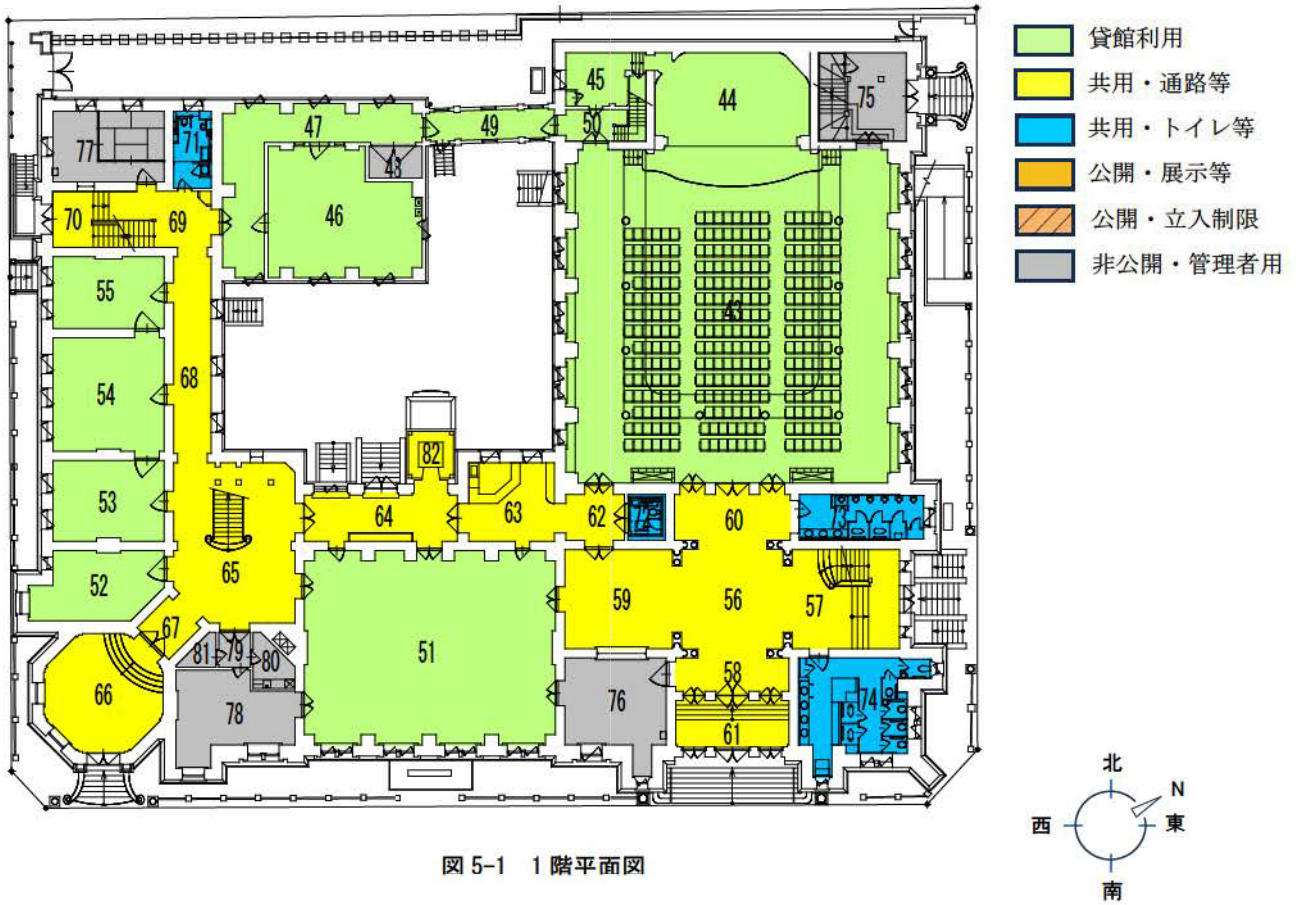


図 5-1 1階平面図

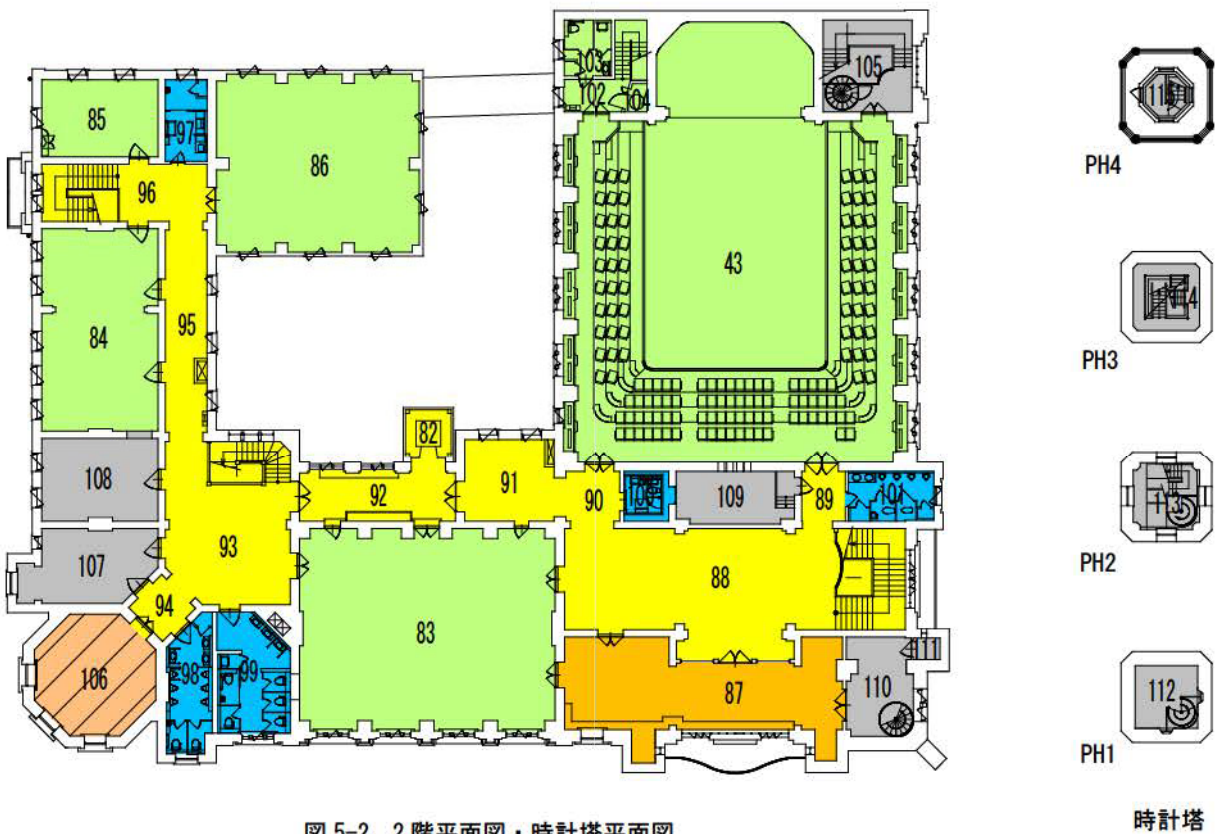


図 5-2 2階平面図・時計塔平面図

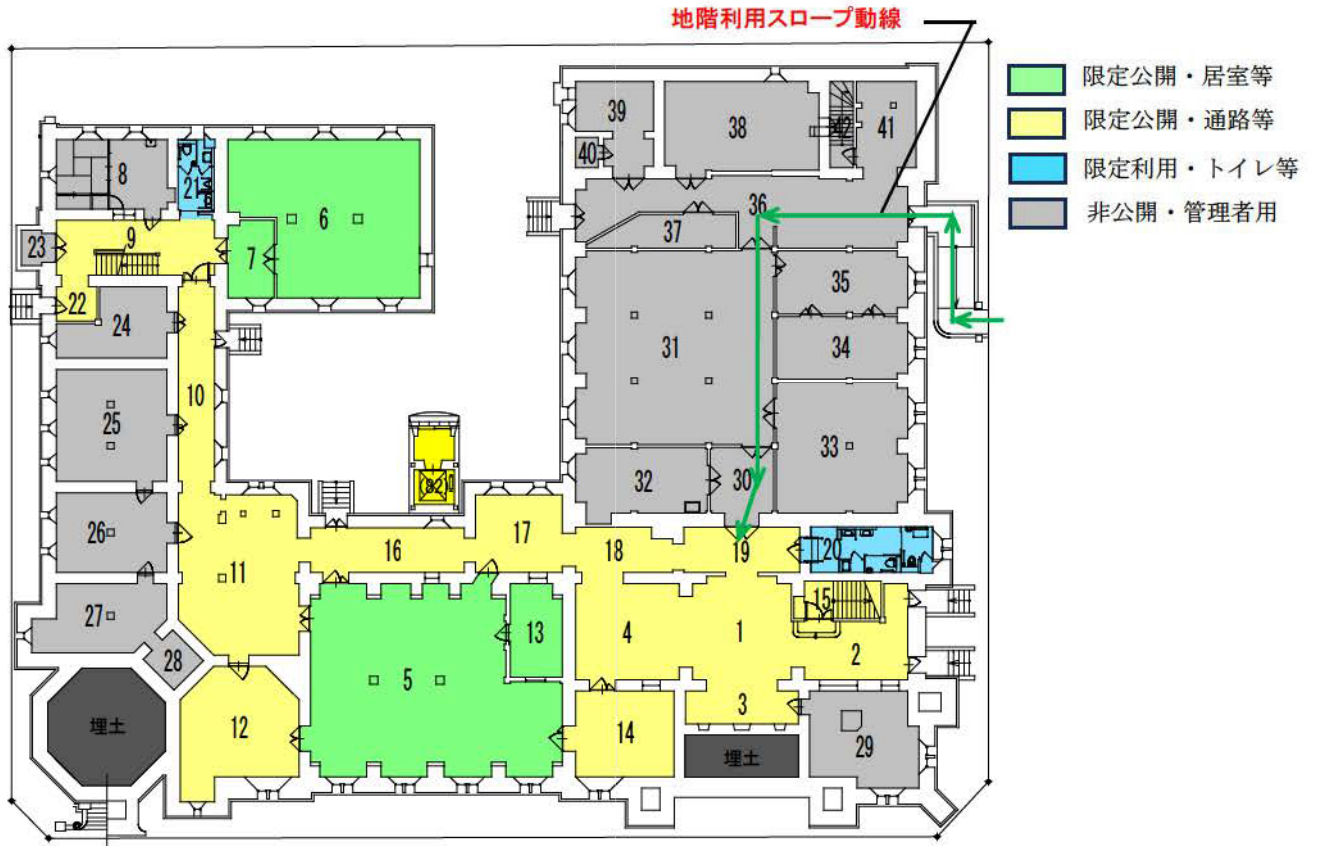


図 5-3 地階平面図

※ 室名は p.6「表 1-1 室名一覧表」参照

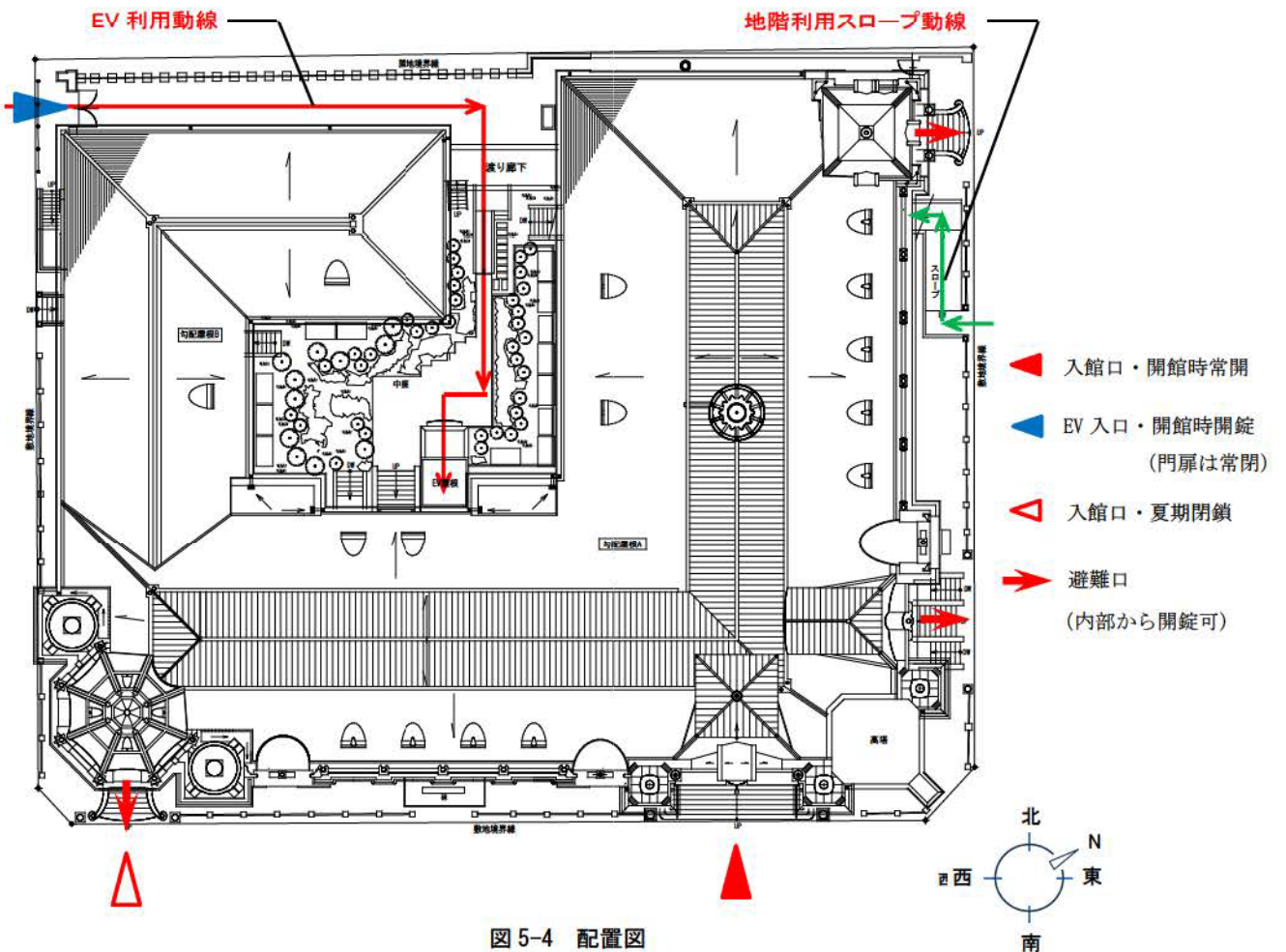


図 5-4 配置図

(2) 関連資料等の公開計画

当該建造物の過去の建築・改修図面や写真、及び各種建築・改修工事の報告書等の史資料の一部は、館内2階の一室(107資料室)に保管されている。現時点で一般公開はしていない。

附指定の建築図面の一部は、2階資料コーナーで複写物をパネル展示している。

3. 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

ア 建物概要

- ・用途地域：商業地域（容積率 800% / 建蔽率 80%）
- ・防火指定：防火地域
- ・高度地区：最高限高度地区第7種
- ・その他：中央地区駐車場整備地区、横浜都心機能誘導地区（商住共存地区）、緑化地域（緑化率：5%）、関内地区関内中央準特定地区
- ・敷地面積：2,360.95 m²
- ・建物概要：主用途 公会堂
 - 階数 地下1階、地上2階、塔屋5階建
 - 構造 補強煉瓦組積造、講堂 SRC 造、一部 RC 造
 - 延床面積 4,460.992 m²
 - 建築面積 1,551.885 m²
 - 駐車台数 0台

イ 建築基準法にかかる制限

当館は重要文化財建造物であり、建築基準法第3条第1項に該当するため、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は適用しない。ただし、換気・採光・排煙等については規定に準ずることを目標とし、避難規定等の安全面に関しては検証した上で整備を図る。

ウ 横浜市建築基準条例

建築基準法が適用しないため、横浜市建築基準条例も適用しない。

エ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

当館は重要文化財建造物(建築基準法第3条第1項に規定する建築物)であるため、バリアフリー法施行令第4条の規定により特定建築物から除外され、バリアフリー法の基準適合義務等はない。

オ 消防法及び関係法令

消火・警報・避難設備等については、消防法による規定を受ける。

当館は重要文化財建造物であるため、防火対象物の用途区分表（消防法施行令別表第一）上は（17）項にあたるが、現況用途から（1）項口の集会場として取り扱う旨横浜市消防局から通知を受けており、これに対応する消防設備を設置済みである。

スプリンクラー設備は、特定用途（公会堂、飲食店、美術館など）と非特定用途（会議室、管理室）の面積按分において、特定用途が3,000㎡以上の場合に設置が義務付けられるが、特定用途の面積は3,000㎡未満に抑えている。かつ無窓階判定（H12実施）において、有窓階との判定が出ており、中消防署も確認済みであるため、1階及び2階については、現段階ではスプリンクラー設備の設置は必要ない。

利活用時の地階の収容人員は200人までを想定しており、200人までは避難器具が1箇所必要となる。地階は道路側と中庭側に外部階段が設置されており、外部階段によって避難器具が1箇所減免になることから、適合しているとみなす。

【現況用途（1）項口の消防設備】

誘導灯	: 全てに必要 ⇒ 適
消火器	: 地階、無窓階 150㎡以上の建物に必要 ⇒ 適
自動火災報知設備	: 地階、無窓階 300㎡以上の建物に必要 ⇒ 適
屋内消火栓	: 500㎡以上の建物に必要 ⇒ 適
スプリンクラー設備	: 複合用途（16）項イの場合、特定用途 3,000㎡以上で必要、⇒ 適 無窓階 1,000㎡以上で必要
連結散水設備	: 床面積が 700㎡以上の地階に必要 ⇒ 適 スプリンクラーにて代替
非常警報設備	: 地階・無窓階で収容人員が 20人以上、 一般階で収容人員 300人以上に必要 ⇒ 適
非常放送設備	: 非常警報設備に付加 ⇒ 適
非常電源設備	: 自家発電設備（スプリンクラー、屋内消火栓） ⇒ 適
非常コンセント	: 地階に設置 ⇒ 適
避難器具	: 地階の収容人数 50人以上は必要 ⇒ 適

カ 横浜市福祉のまちづくり条例

現況用途は公会堂であるが、福祉のまちづくり条例制定以前の建物であることから、これまでの新築・増築時に協議対象となっておらず、整備基準が適用されていない。

ただし、増築等を行う場合などには、協議が必要となることから、現行基準において、公会堂として整備すべき項目と現況について下記にまとめる。

移動等円滑化経路	: 不適・（対応可）
敷地内の通路	: 不適・対応不可
駐車場	: 対象施設無し
出入口	: 不適・対応不可
廊下等	: 不適・対応不可
階段	: 不適・対応不可
傾斜路	: 不適・対応不可

エレベーター・その他の昇降機	: 適
便所	: 不適・対応不可
浴室、シャワー室又は更衣室	: 対象施設無し
客席及び舞台	: 不適・対応不可
標識	: 不適・(対応可)
案内設備	: 適
案内設備までの経路	: 不適・(対応可)
情報伝達設備(視覚障害)	: 不適・(対応可)
情報伝達設備(聴覚障害)	: 不適・(対応可)
誘導設備等	: 適
附帯設備	: 不適・(対応可)

キ その他の関係行政機関との調整

所有者である横浜市(中区役所地域振興課)は、関係行政機関である横浜市教育委員会、神奈川県教育委員会、文化庁との連携を図り今後も調整していく。

(2) 建築計画

ア 平面計画

1) 貸館業務等

講堂及び会議室(1~9号室)の利用については、利用要綱に定める利用ルールの範囲内でおこなうものとする。

講堂は舞台及び客席が固定のため、主に演奏会、講演会、集会などホール利用を想定しているが、会議室(1~9号室)は可搬式の机・椅子が配置されているため、幅広い利用方法が考えられ、市民の自主的な活動や相互交流のための各種催し物等の活動に利用できる。

2) 建物見学

原則、貸館業務で使用する諸室を除き、ロビー、ホール、廊下等の共用部分と2階の資料コーナーを主として解放している。

イ 施設整備計画

当館を活用し続ける上で整備・更新等が必要となる施設・設備を以下に挙げる。

- ・照明設備／・空調設備／・給排水衛生設備／・放送設備
- ・エレベーター設備

上記については、利活用上の機能を維持するために定期的な更新が必要である。

(3) 外構及び周辺整備計画

令和5年度までの改修工事時に計画区域内の外構及び植栽や案内板等を整備したため、今後は原則現状維持とし、必要に応じて樹木の剪定及び芝刈りや除草などをおこなう。

(4) 管理・運営計画

「第1章 5.(1) 計画運用体制」で示した管理体制により、関係機関等に協力を求めながら管理運営を行う。

横浜市の関係部署と指定管理者との間で、管理運営などについて協力・連携体制を構築することとする。

第6章 保護に係る諸手続き

1. 保護に係る諸手続き

当該建造物の保存活用にあたり必要となる、文化財保護法等に定められた諸手続きについて、下表にまとめる。

表 6-1 保護に係る諸手続き一覧

凡例 法：文化財保護法

事項	手続者	受理者	手続区分	提出期限	備考	根拠法令
国宝の指定書交付を受けた時の重要文化財の指定書の返付	所有者	文部科学大臣	返付	30日以内	指定書返付	法第28条第5項
指定解除のときの指定書の返付	所有者	文部科学大臣	返付	30日以内	指定書返付	法第29条第4項
管理責任者の選任・解任	所有者・管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内		法第31条第3項
所有者・管理責任者の変更	所有者・新所有者・新管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内	指定書添付	法第32条第1,2項
所有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者・管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内	所有者に係るときは指定書添付	法第32条第3項
滅失・き損・亡失・盗難	所有者(管理責任者または管理団体)	文化庁長官	届出	10日以内		法第33条
修理の着手	所有者または管理団体	文化庁長官	届出	30日前まで	現状変更に関わるものを除く	法第43条の2第1項
修理の終了	修理届出者	文化庁長官	報告	遅滞なく	報告、結果を示す写真・見取図添付	修理の届出に関する規則*1第3条
現状変更または保存に影響を及ぼす行為	行為を行おうとする者	文化庁長官	許可	事前		法第43条第1項
所有者以外の者による公開	行為を行おうとする者	文化庁長官(県内ならば県)	許可	事前	附指定：設計図(青写真)の公開が該当する	法第53条第1項

事項	手続者	受理者	手続区分	提出期限	備考	根拠法令
現状変更等の終了	現状変更等の許可を受けた者	文化庁長官	報告	遅滞なく	報告、結果を示す写真・見取図添付	現状変更等の許可申請等に関する規則 ^{※2} 第7条
補助事業で設置した防災施設・設備の機能不能	所有者（管理責任者または管理団体）	文化庁長官	報告	遅滞なく		補助金交付要綱 ^{※3} 第4条（23）

※1：国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則

※2：国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則

※3：文化財保存事業費関係補助金交付要綱

以上の事項のうち、主要なものを以下にまとめる。重要文化財建造物の手続きのうち、主要なものとしては次の4点がある。

1. 滅失・き損・亡失・盗難届（10日以内・届出）
2. 修理届（30日以前・届出）
3. 現状変更行為の許可申請（事前・許可）
4. 保存に影響を及ぼす行為の許可申請（事前・許可）

この4点に関しては、以下に項を設けて内容に関する説明を加える。

ただし、明確でない行為については、その都度、横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課及び文化庁と協議し、神奈川県教育委員会教育局文化遺産課に情報提供を行うものとする。

2. 滅失・き損・亡失・盗難届

（1）滅失・き損の届出等

火災などの災害によって重要文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは附指定になっている物件などを紛失したり、盗みとられた時には、その事実を知った日から10日以内に、所定の事項を記載した滅失・き損の届出書を文化庁に提出しなければならない（文化財保護法第33条、国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条）。

（2）手続きが必要な範囲・不要となる事例等

き損届等については、その性質上、手続きの省力化等はおこなわず、該当事案が発生した際には、速やかに市の文化財担当部署を経由して文化庁に届け出るものとするが、き損の程度、規模がごく小規模な事案については、届け出の要否について判断を迷う場合が想定される。以下に、き損届の提出を要しない範囲として文化庁と合意済の軽微なき損事例を挙げる。

i) 窓ガラスの破損

アルミサッシュ等鋼製建具（昭和30年代以降の改修工事で取替えられたものに限る）のガラスの通常使用の範囲における破損の場合は、き損届の提出を要さないものとする。ただし、台風、地震等の災害時、いたずらや侵入目的の事件性のある故意による場合は届け出るものとする。

ii) 壁、床、天井面の傷

漆喰塗仕上げ及び漆喰塗の上にペンキ塗り仕上げを施した壁面、天井面、及びモルタル塗り仕上げ、人造石研ぎ出し仕上げ、長尺シート貼りの床面について、机、椅子等の備品の移動に伴う小傷、観覧者や貸室利用者の接触による小傷の場合は、き損届の提出を要さないものとする。ただし、延長さ20cm以下の目立たないものを対象とし、仕上材の表面が抉り取られる等欠損を伴うものは除く。

iii) 木部の傷等

1号室床面（木フローリング）、1階玄関ロビー及び2階広間等の腰板壁、各室窓台、木製建具等の内装木部について、通常の利活用上の活動に際して生じる小傷の場合は、き損届の提出を要さないものとする。ただし、延長さ20cm以下の目立たないものを対象とし、仕上材の表面が抉り取られる等欠損を伴うものは除く。

3. 修理届

(1) 修理の届出等

重要文化財建造物の修理を行うに当たっては、修理に着手しようとする日の30日前までに、工事内容を示した修理届を、文化庁長官に提出しなければならない（文化財保護法第43条の2第1項）。届出は所定の事項を記載したものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条）。

き損の拡大を防止するために必要な応急措置を実施する場合は修理届を要しない。ただし、き損届を提出する必要がある。なお、以下を参考とし、必要に応じて横浜市教育委員会及び文化庁と協議し、神奈川県教育委員会に情報提供を行うものとする。

- 文化財の価値を保護するためには、適切な修理となるよう文化財修理に知見をもつ専門家や文化庁から技術的な指導等を受け、修理内容を検討した上で、修理範囲や工事仕様の決定、施工者の選定等を行うことが重要である。
- 定期的な修理が必要となる部位等において過去の保存修理事業で実施した実績のある工法を用いて同種の修理を行う場合は、技術的な指導等を要さないものとする。

また、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真等を添えて、すみやかに横浜市教育委員会を經由して、その旨を文化庁へ報告する（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第3条）。

(2) 手続きが必要な範囲・不要となる事例等

修理の程度、規模がごく小規模な事案については、届け出の要否について判断を迷う場合が想定される。以下に、修理届の提出を要しない維持管理及び日常管理行為の範囲として文化庁と合意済の小規模な修理事例を挙げる。

i) 窓ガラスの破損修理

アルミサッシュ等鋼製建具（昭和 30 年代以降の改修工事で取替えられたものに限る）のガラスの破損について、修理前と同種同材のガラスを使用して修理する場合は、修理届の提出を要さないものとする。

ii) 塗装の部分修理

壁、天井、内装木部、鋼製建具等の塗装仕上げについて、局所的な不具合箇所のタッチアップ修理を令和 5 年度改修工事の際に使用した材料・仕様で修理する場合は、修理届の提出を要さないものとする。ただし、修理範囲が 1.0 m²以内の修理に限る。

iii) 基準 4 もしくは基準 5 の部位の修理

「第 2 章 保存管理計画の 2. 保存の方針」に基づく部位の基準設定において、基準 4 もしくは基準 5 に該当する部位をそれぞれの保存の方針に従って行う修理については、届け出を要さないものとする。ただし、取り合う基準 1～3 に影響を及ぼさず、かつ保存部分に位置する場合は、周囲と調和するよう配慮した計画とする場合に限る。なお、基準 1～3 の部位に施す基準 4 の塗装については、上述する ii) に記載した局所的な不具合箇所のタッチアップ修理を除き、修理届の提出が必要とする。

4. 現状を変更しようとする場合の手続き

(1) 予め文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財建造物の現状を変更しようとする場合は、申請書を提出して文化庁長官の許可を得なければならない(文化財保護法第 43 条第 1 項)。申請は所定の事項を記載したものとする(国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第 1 条)。この許可は文化審議会への諮問を経てなされる(同法第 153 条第 2 項第 3 号)ため、手続きには十分な準備と時間を要する。

許可申請を行う行為は以下を参考とし、必要に応じて横浜市教育委員会及び文化庁と協議し、神奈川県教育委員会に情報提供を行うものとする。

ア 保存修理に伴う復元的行為

保存修理に伴い、重要文化財を建立当時の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復原する行為である。新たに発見された資料により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっている場合などは、保存修理に伴う復元的行為を行うことを検討する。

イ 保存管理上の行為・活用のための行為

保存管理上の行為には、地上げや移築、構造補強などがあげられる。地上げや移築

はほかに代替措置がとりがたい場合に限って認められる。また、構造補強は、本来の構造形式や意匠全体の変更に關わる場合や恒久的な補強を行う場合に、現状変更の許可を要する。

活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかは、建造物の特性や、文化財的な価値の所在などを考慮し、個別に判断が必要である。

当該建造物の場合、地上げや移築の可能性は考えられないが、構造補強が必要と判断された場合の補強方法によっては、現状変更の許可を要する保存管理上の行為が発生する可能性がある。活用に関しては、館内のバリアフリー化工事、空調設備や音響設備、照明設備の更新の場合に、現状変更の許可を要する行為が発生する可能性がある。

また、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、その結果を示す写真等を添えて、すみやかに横浜市教育委員会を經由して、その旨を文化庁へ報告する（国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第7条、補助事業の場合は不要）。

（2）横浜市教育委員会の許可を要する行為

現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の現状変更等は、都道府県・指定都市等の教育委員会が行うこととされている（同法施行令第5条第3項第1号）ため、政令指定都市である横浜市は横浜市教育委員会の許可を要することとなる。

当該建造物の場合は、土地指定されていないが、附指定の設計図（青写真）46枚がこれに該当する。

（3）許可を要しない行為

重要文化財の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、許可を要しないこととされている。（同法第43条第1項但書、同条第2項、国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第8条）

ア 維持の措置

維持の措置としては、次のような行為が想定される。

- 修理等で、同種・同材・同仕様による場合は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものと考えられる。ただし、事前に修理届を提出する必要がある。
- 建造物のき損の拡大を防止するために必要な応急措置は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。

イ 非常災害のための必要な応急措置

非常災害のために必要な応急措置としては、次のような行為が想定される。

- 被災した建造物において、例えば、脱落した部材等を回収・収容する行為、倒

壊防止のために傾斜した柱や破損の恐れのある梁等に支柱を添える行為、建具を失った開口部を応急に閉鎖する行為等は、応急処置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。

- 災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急処置に準じて運用する。例えば、外壁の開口部において、建具の飛散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為等が想定される。これらの行為については、適切な方法について事前に検討し、横浜市教育委員会及び文化庁と協議し、神奈川県教育委員会に情報提供を行うものとする。また、実施した措置については、横浜市教育委員会を通して文化庁に報告する。

5. 保存に影響を及ぼす行為に係る手続き

建造物の現状に変更を加えるものでなくとも、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為を意味する。このような行為にあたっては、事前に許可申請が必要となるので、以下を参考とし、必要に応じて横浜市教育委員会及び文化庁と協議し、神奈川県教育委員会に情報提供を行うものとする。

(1) 予め文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、申請書を提出して文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第43条第1項)。申請は所定の事項を記載したものとする(国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第1条)。この許可は文化審議会への諮問を経てなされる(同法第153条第2項第3号)ため、手続きには十分な準備と時間を要する。

なお、影響が軽微である場合は事前の許可を要さない。その行為が軽微に当たるかどうか不明の場合には、市教育委員会を通じて文化庁に照会し、文化庁の判断を仰ぐものとする。

当該建造物においては、以下の保存に影響を及ぼす行為が想定される。これらについては、必要に応じて横浜市教育委員会及び文化庁と協議し、神奈川県教育委員会に情報提供を行うものとする。

- 建造物周辺における掘削を伴う行為を行う場合
- 建造物において解体を伴う調査行為を行う場合

また、当該許可に係る保存に影響を及ぼす行為を終了したときは、その結果を示す写真等を添えて、すみやかに横浜市教育委員会を經由して、その旨を文化庁へ報告する(国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第7条)。

(2) 横浜市教育委員会の許可を要する行為

保存に影響を及ぼす行為の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く)の現状変更等

は、都道府県・指定都市等の教育委員会が行うこととされている（同法施行令第5条第3項第1号）ため、政令指定都市である横浜市は横浜市教育委員会の許可を要することとなる。

当該建造物の場合、土地指定されていないが、附指定の設計図（青写真）46枚がこれに該当する。

（3）許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合は、許可を要しないこととされている（同法第43条第1項但書）。

以下に、影響が軽微なものとして許可を要しない範囲として文化庁と合意済の事例を挙げる。

i) 展示用什器及び簡易間仕切の設置

2階資料コーナー等で展示用に可搬式什器を設置する行為や、建物本体の床・壁・天井面に固定のためのアンカーやビス止めを伴わない簡易間仕切を設置する行為については、影響の軽微なものとして許可を要しないものとする。

ii) 仮設物の設置

高所の照明器具の管球交換や清掃など脚立等で届かない範囲の管理行為を行うために、建物内外に仮設足場を設置する行為で、建物本体の床・壁・天井仕上面に傷等を加えないように十分な養生を行う場合は、影響の軽微なものとして許可を要しないものとする。

iii) 既設設備機器、建具金具・金物類等の更新

照明設備や空調機械設備、防災設備等の既設機器や配管・配線の更新が必要となった場合に、建物本体の床・壁・天井面に影響を及ぼさずに機器等の更新が可能な場合は、影響の軽微なものとして許可を要しないものとする。また、建具本体に付加された施錠及び開閉のための既設金具・金物類の更新が必要となった場合に、建具本体及び建具枠等周囲の取り合い部に変更を加えずに金具等の更新が可能な場合は、影響の軽微なものとして許可を要しないものとする。なお、既設機器等が取り合う文化財部分に長50mm以内のビス止め等の軽微な方法で固定されている場合、同等の仕様で固定し直す行為は許容するものとする。

保存に影響を及ぼす行為に係る具体的な取り扱いについて疑義がある場合は、事前に横浜市教育委員会を通して文化庁に照会することとする。

6. その他の手続き

（1）防災設備の機能低下または機能不能に関する報告

国庫補助事業によって設置した防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、

機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない（文化財保存事業費関係補助金交付要綱第4条(23)）。

（２）保存活用計画の取扱いに関する届出等

大規模な修理や、活用に関する大幅な変更等があった場合は、保存活用計画の変更について、横浜市教育委員会を通して文化庁に照会する。

変更が必要な場合は、変更後の計画書に変更前の計画書を添えて、文化庁に提出する。

7. 文化財建造物に係る諸手続きが不要となる行為

（１）維持管理行為

建造物の維持管理において「き損届」及び「修理届」を要しない取替や修繕、設備等の更新を維持管理行為として以下の表 6-2 にまとめる。維持管理行為は「基準 4」「基準 5」となる部位を対象にいずれも文化財部分に影響を及ぼさない事を条件とする。下地等の文化財部分に影響を及ぼす場合は着工前に「修理届」を提出する。修理届の提出について、許可が必要な行為に該当するのか、諸手続きが不要な行為に該当するのか判断が難しい場合は、横浜市教育委員会を通して文化庁に照会することとする。

表 6-2 維持管理行為一覧

区分	対象	内容	詳細	備考
給排水衛生設備	水栓金具	修繕・交換	既存配管に適合する同等品への交換。	破損時
	衛生器具	修繕・交換	既存器具と同等品への交換。ただし、給排水接続位置の変更を伴わないこと。	破損時
	排水管	部分的な補修	排水管の詰まり除去、部分的な漏水補修。	破損時
	給水管	部分的な補修	給水管の漏水補修。	破損時
空調換気設備	空調機	修繕・交換	既存機器と同等能力の機器への交換。ただし、既存の冷媒配管、電源配線を流用し、新たな穴あけ、躯体の加工を伴わないこと。	破損・故障時
	換気扇	修繕・交換	既存機器と同等能力の機器への交換。ただし、既存の開口部を利用し、新たな穴あけ、躯体の加工を伴わないこと。	破損・故障時

(2) 日常管理業務

文化庁もしくは横浜市教育委員会に対して行う文化財保護法上に定められた諸手続きのうち、現状変更、もしくは保存に影響を及ぼす行為に係る手続き、修理届に関して、下表 6-3 に挙げた日常管理業務は、手続き不要のものとする。

表 6-3 日常管理業務一覧

番号	項目	内容
【1. 日常管理】		
1-1	開館業務	施錠維持管理、貸館業務等の受付・運営、その他窓口対応
1-2	日常清掃	方法：掃除機、モップ拭き、除塵 範囲：トイレ・通路・階段等の共用部、講堂・会議室等の貸室部、資料コーナー等の公開部、外構 頻度：毎日
1-3	機械警備	警戒時間：閉館時 警戒範囲：外に通ずる全扉(鍵付き) ※窓は除く 有事対応：警備会社
1-4	日常設備巡回点検、不具合対応	内容：照明器具管球交換 ※業者作業以外 ※文化財に関しては実施しない ^{注1} (注1：中区へ報告のみを行う) 範囲：全館 頻度：貸館利用時間外
1-5	日常施設(建物)巡回点検、不具合対応	内容：各扉動作不良箇所、潤滑剤散布及び清掃、動作確認 ※業者作業以外 ※文化財に関しては実施しない ^{注1} 範囲：全館 頻度：貸館利用時間外及び依頼時
1-6	ガスヒートポンプ(GHP)設備機器に関する記録とメンテナンス	記録内容：デマンド指針記録、各GHP 室外機運転時間 記録頻度：月1回(月初め) 交換内容：各GHP 空調機フィルター 交換頻度：月1回、及びクレーム時都度

番号	項目	内容
1-7	廃棄物処理(ルート回収)	品目：可燃物、ミックスペーパー、段ボール、新聞、雑誌類、 不燃物、缶、鉄くず、ビン・プラスチック製容器包装、傘、発泡スチロール、一斗缶、蛍光灯、粗大ゴミ 集積場所：地階ごみ置き場 分別：可燃物・不燃物・粗大ゴミ 頻度：可燃物（月・水・金）、 不燃物（水）、 粗大ゴミ（都度事前連絡）
【2. 随時対応】		
2-1	荒天時漏水点検、不具合対応	点検基準：雨天時、雨天翌日 点検範囲：外観、屋根裏、過去の漏水箇所 記録方法：点検当日の日誌に記載 対応：漏水箇所において導水処理及び排水受け設置、吸水シート設置
2-2	地震時建物点検	点検基準：地震時、地震翌日 点検範囲：全館 点検方法：目視点検（異常有無確認） 記録方法：点検当日の日誌に記載、関係者にメール連絡
【3. 定期管理（設備以外）】		
3-1	空気環境測定	頻度：年6回（隔月） 実施月：5月・7月・9月・11月・1月・3月（2025年度）
3-2	床面洗浄	範囲：共用部・講堂内・全会議室・特別室 ※掃除機のみ：全事務室・全控室 頻度：年6回（隔月） 実施月：4月・6月・8月・10月・12月・2月
3-3	床面ワックス掛け	範囲：共用部・講堂内・全会議室・特別室 頻度：年6回（隔月） 実施月：4月・6月・8月・10月・12月・2月
3-4	カーペット洗浄	範囲：各カーペット部 頻度：年6回（隔月） 実施月：4月・6月・8月・10月・12月・2月

番号	項目	内容
3-5	ガラス清掃	範囲：全館 頻度：年4回 実施月：5月・8月・11月・2月
3-6	窓枠サッシ清掃	範囲：全館 頻度：年1回 実施月：11月
3-7	照明器具清掃	範囲：全館 ※高所作業となる講堂・階段室は要相談 頻度：年1回 実施月：9月
3-8	排水槽清掃	範囲：排水槽(汚水槽)1槽 頻度：年2回 実施月：8月・2月
3-9	害虫駆除清掃保守	範囲：2階4カ所・1階6カ所・ 地階3カ所 頻度：年2回 実施月：6月設置→7月回収・12月設置→1月回収
3-10	植栽管理	範囲：中庭・外周 頻度：年1回 実施月：10月
3-11	飲料水水質検査	内容：28項目検査、及び11項目検査 頻度：年1回(28項目)、 年1回(11項目) 実施月：7月(28項目)、1月(11項目)
【4. 設備等保守点検(定期管理)】		
4-1	自家用電気工作物点検	範囲：変電所・各分電盤・引き込み盤 頻度：年12回(毎月)※隔月遠隔監視
4-2	非常用発電機保守点検	範囲：自家発電機1台 頻度：年12回(毎月)※隔月遠隔監視
4-3	非常用発電機負荷試験	範囲：自家発電機1台 頻度：年1回 実施月：12月
4-4	ガスヒートポンプ点検	内容：設備の機能面及び安全面の確認 範囲：全GHP設備(中庭設置) 頻度：年1回 実施月：11月

番号	項目	内容
4-5	空調設備点検・フロン簡易点検	範囲：GHP 室外機 11 台/室内機 60 台、 EHP 室外機 1 台/室内機 1 台、 全熱交換器 1 台 頻度：年 4 回 実施月：4 月・7 月・10 月・1 月
4-6	空調設備点検・プレフィルター清掃	範囲：GHP 室外機 11 台/室内機 60 台、 EHP 室外機 1 台/室内機 1 台、 全熱交換器 1 台 頻度：年 4 回 実施月：4 月・7 月・10 月・1 月
4-7	空調設備点検・総排風機	範囲：地下 1 階送排風機 頻度：年 1 回 実施月：10 月
4-8	消防設備・機器点検	範囲：全館消防設備 頻度：年 1 回 実施月：6 月
4-9	消防設備・総合点検	範囲：全館消防設備 頻度：年 1 回 実施月：12 月
4-10	エレベーター点検	範囲：エレベーター 1 基 頻度：年 12 回（毎月）
4-11	自動ドア点検	範囲：1 階 ELV 前室・1 階多機能トイレ 頻度：年 3 回 実施月：5 月・9 月・1 月
4-12	グランドピアノ・点検	頻度：年 1 回 実施月：12 月
4-13	グランドピアノ・調律	頻度：年 2 回 実施月：6 月・12 月
4-14	舞台設備・吊物機構保守	範囲：講堂・講堂舞台 頻度：年 1 回 実施月：9 月
4-15	舞台設備・照明保守	範囲：講堂・講堂舞台 頻度：年 1 回 実施月：9 月

番号	項目	内容
4-16	舞台設備・音響保守	範囲：講堂・講堂舞台 頻度：年1回 実施月：9月
【5. 訓練（定期管理）】		
5-1	消防訓練	消火訓練、避難訓練、通報訓練を消防計画に基づき、年2回以上実施する ※訓練の実施前には予め消防署に通報することとする。 実施月：9月・3月

横浜市開港記念会館利用要綱

制定 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市開港記念会館（以下「開港記念会館」という。）の指定管理者が横浜市公会堂条例（以下「条例」という。）、同施行規則（以下「規則」という。）その他の関係法令に基づき市民の利用に供する開港記念会館の利用ルールについて必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 開港記念会館はだれでもが、気軽にかつ公平にできることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 会議、研究会、集会などの市民のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 演奏会、講演会、講習会など市民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) その他、市民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (4) 市民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの活動
- (5) その他各種行事

(開館時間)

第3条 開館時間は午前9時から午後10時までとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 開港記念会館の休館日は次のとおりとする。

- (1) 年末年始：1月1日から1月3日までおよび12月29日から12月31日まで
- (2) 施設点検日：毎月第2水曜日（ただし、その日が祝日と重なった場合は翌日）
- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区との協議の上、休館日に開館し、または休館日以外の日に開館しないことができる。

(利用時間帯)

第5条 開港記念会館を利用するものの利用時間帯は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1号室～9号室

午前区分：	午前9時から正午まで
午後区分：	午後1時から午後5時まで
夜間区分：	午後5時30分から午後10時まで
- (2) 講堂

昼間区分：	午前9時から午後5時まで
夜間区分：	午後5時30分から午後10時まで

【参考資料1】

- 2 午前および午後の区分を連続して利用する場合は昼間区分とし、利用時間帯は午前9時から午後5時までとする。昼間および夜間の区分を連続して利用する場合は昼夜間区分とし、利用時間帯は午前9時から午後10時までとする。午後および夜間の区分を連続して利用する場合の利用時間帯は午後1時から午後10時までとする。

(利用の許可申請および許可)

第6条 開港記念会館を利用する者は、「公会堂利用許可申請書」に必要事項を記入し事前に利用の申請を行い、利用許可を受けることとする。

- 2 指定管理者は利用を許可するにあたり、必要な書類の提出および提示を求めることができる。
- 3 指定管理者は、利用を許可した場合には、「公会堂利用許可書」を申請者に交付する。

(利用許可の申請期間、抽選)

第7条 利用許可の申請期間は次のとおりとする。

- (1) 1号室～9号室 利用日の3か月前の日から3日前まで
 - (2) 講堂およびこれに付随して利用する1号室～9号室は利用日の6か月前の日から3日前まで
 - (3) 横浜市民以外の場合は、利用日の1か月前の日から3日前まで
 - (4) 申請期間の初日が休館日の場合、翌日を申請受付開始日とする。
- 2 指定管理者がやむを得ないと認めた場合、前項各号の限りではない。
 - 3 受付は申請の順序により行う。ただし、同一日への利用申請が同時に2者以上からあった場合は、抽選で決定し、それ以降は先着順とする。
 - 4 申請受付時間は、午前9時から午後8時までとする。

(予約)

第8条 開港記念会館を利用するものは、利用申請をする前に、来館または電話により利用予約をすることができる。

- 2 予約は、第7条の申請期間内に行うことができるが、電話での予約は受付開始日の翌日からとする。
- 3 予約を行ったものは、予約の日から10日以内に利用許可申請を行うこととする。
- 4 申請者が前3項の期間内に申請を行わない場合は、指定管理者は予約を取り消すことができる。
- 5 前1項から3項について、指定管理者が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用の条件)

第9条 開港記念会館を利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用時間を守ること。
- (2) 利用時間内で準備を行い、清掃、後始末を終え原状に戻すこと。
- (3) 利用した物品の確認を行い、所定の位置に戻すこと。
- (4) その他、条例および規則に定めること。

(利用の不許可)

第10条 開港記念会館は条例第2条及び規則第3条に該当する場合は利用を許可しない。
条例第2条第1項1号～3号に該当する場合の例示は次のとおりとする。

次のいずれかに該当する場合には、利用を許可しない。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
- (2) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合であって、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- (3) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- (4) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあり、当該言動が行われることで、混乱が生じる可能性が高いと判断される時。
- (5) 当該利用により多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。
- (6) 当該利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (7) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
- (8) 定員を超える利用のとき。
- (9) 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
- (10) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
- (11) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
- (12) その他上記の(1)～(11)に準ずると認められるとき。

2 指定管理者は利用につき開港記念会館の管理上必要な条件をつけることができる。

(利用許可の取消・停止)

【参考資料1】

第11条 指定管理者は、利用の許可を受けたものが次のいずれかに該当する場合は、利用許可の取消、または停止させることができる。

- (1) 前条1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 条例もしくは規則、またはこれらに基づく指定管理者が定める利用要綱に違反したとき。

(利用料金)

第12条 開港記念会館を利用するものは、次の表に掲げる料金を支払う。

(単位：円)

時間帯	午前	午後	夜間	昼夜間
1号室	2,600	3,300	3,600	9,500
2号室	400	500	600	1,500
3号室	600	800	900	2,300
4号室	700	900	1,000	2,600
5号室	500	700	800	2,000
6号室	2,600	3,300	3,600	9,500
7号室	1,200	1,500	1,700	4,400
8号室	500	700	800	2,000
9号室	1,600	2,200	2,400	6,200
講堂	15,000		14,000	29,000
全館	39,600		29,400	69,000

- (2) 1号室～9号室の午前および午後の区分を連続して利用する時間帯を昼間とし、昼間および夜間の時間帯を連続して利用する時間帯を昼夜間とする。第5条に規定する利用時間帯を連続して利用する場合の利用料金はそれぞれの時間帯の利用料金の額の合計額とする。
- (3) 土曜日、日曜日、祝日は上記表の2割増とする。
- (4) 入場料等を徴収する場合、1,000円以上2,000円未満、2,000円以上は各上記表の5割増、10割増とする。

2 附属設備利用料金

(単位：円)

時間帯	午前	午後	夜間	昼夜間
グランドピアノ (講堂)	1,500	1,500	1,500	4,500
拡声装置 (講堂・1・6・ 7・9号室)	1,500	1,500	1,500	4,000

スポットライト (講堂)	1,500	1,500	1,500	4,000
CD・テープレコーダ (講堂)	1,000	1,000	1,000	3,000
ICレコーダ (全室可)	1,000	1,000	1,000	3,000
ビデオ・DVDデッキ (全室可)	2,000	2,000	2,000	6,000
液晶プロジェクター (全室可)	2,000	2,000	2,000	6,000

- 3 施設内に機器を持ち込み使用する場合は、電気料の実費相当額（以下「実費」という）を支払う。実費の額は、消費電力1kwにつき200円とし、消費電力に1kw未満の端数があるときは、端数消費電力を1kwとして計算する。

（利用料金の支払日）

第13条 利用料金の支払いは原則として第6条に掲げた利用の申請を行う日とする。

（利用料金の返還）

第14条 利用を取消し、既納の利用料金の返還を受けようとする者は、利用許可書および利用料金領収書を添付し、「公会堂利用取消及び利用料金返還申請書」により申請する。

- 2 利用日の1か月前までに前項により利用取消しを申請した場合、既納利用料金の8割の返還を受けることができる。ただし、その期日を過ぎてから申し出た場合、既納利用料金は返還しない。
- 3 利用者の責めに帰することができない事由により、開港記念会館を利用できなくなった場合、既納利用料金の全額の返還を受けることができる。
- 4 利用者の責めに帰さない事由とは次に定める場合を言う。
 - (1) 天災等の不可抗力により公会堂を利用できなくなった場合
 - (2) 地震警戒宣言の発令に伴い、行事等の開催が不可能になった場合
 - (3) 行事開催中に地震警戒宣言の発令があり行事等を中止した場合
 - (4) 交通機関の不通等により行事等の開催が不能となった場合
 - (5) 公会堂の管理運営上の理由により、行事等の開催が不能になった場合
 - (6) その他これらに類する場合

（利用料金の減免）

【参考資料1】

第15条 指定管理者は、次に掲げる場合は、利用料金のうち各号に定める額を免除することができる。

- (1) 横浜市（区）が主催する行事のために利用する場合、利用料金の全額
- (2) 横浜市（区）が共催する行事のために利用する場合、利用料金の半額
- (3) 指定管理者が共催の場合、利用料金の半額を限度として、指定管理者が認めた率

2 利用料金の減免を申請する者は、「公会堂利用料減免申請書」に必要事項を記載し提出する。

（優先申込）

第16条 次に掲げる利用について、利用許可申請期間以前であっても優先的に申請することができる。詳細は別紙「横浜市開港記念会館(中公会堂)優先予約事務取扱要領」を参考とすること。

- (1) 横浜市（区）が主催または共催する行事のための利用
- (2) 横浜市（区）が後援する行事のための利用
- (3) その他指定管理者が必要と認めた場合

2 前項（1）号で優先予約を申請する者は、「公会堂の利用について（依頼）」（第10号様式）を提出する。

3 前項（2）号で優先予約を申請する者は「公会堂優先予約申請書」に後援を証明する書類を添付し、優先予約申請をする。指定管理者は、優先予約を許可した場合は、「公会堂優先予約決定通知書」を申請者に交付する。

（委任）

第17条 この要綱で定めるもののほか、各種規定等がない場合は横浜市の諸規定に準じて実施するとともに、横浜市の規定等がない場合はその精神に基づき業務を実施することとし、必要な事項は指定管理者が定める。

附則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

講堂・会議室 利用料

上・日・祝日は平日料金の2割増になります。

(単位:円)

部屋名	平日				土日祝日			
	昼間		夜間	昼夜間	昼間		夜間	昼夜間
	午前	午後			午前	午後		
講堂 582㎡ 481席	15,000		14,000	29,000	18,000		16,800	34,800
1号室 133㎡ 110席	2,600	3,300	3,600	9,500	3,120	3,960	4,320	11,400
2号室 24㎡ 10席	400	500	600	1,500	480	600	720	1,800
3号室 28㎡ 16席	600	800	900	2,300	720	960	1,080	2,760
4号室 39㎡ 20席	700	900	1,000	2,600	840	1,080	1,200	3,120
5号室 25㎡ 12席	500	700	800	2,000	600	840	960	2,400
6号室 133㎡ 110席	2,600	3,300	3,600	9,500	3,120	3,960	4,320	11,400
7号室 67㎡ 48席	1,200	1,500	1,700	4,400	1,440	1,800	2,040	5,280
8号室 25㎡ 12席	500	700	800	2,000	600	840	960	2,400
9号室 91㎡ 63席	1,600	2,200	2,400	6,200	1,920	2,640	2,880	7,440
全室	39,600		29,400	69,000	47,520		35,280	82,800

※使用日の1か月前までに「利用料返還申請書」を提出した場合は、既納利用料の8割をお返しいたします。
※行事の際に参加者から料金を徴収する場合、1,000円～2,000円未満の場合は上記の料金の5割増に、2,000円以上の場合は10割増となります。

付属設備の利用料

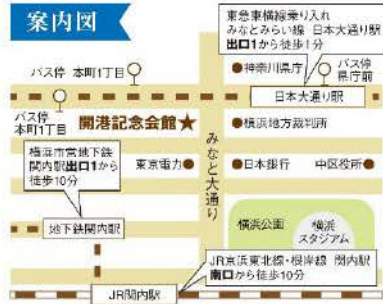
要予約

(単位:円)

付属設備	利用可能な部屋	午前	午後	夜間	昼夜間
グランドピアノ	講堂	1,500	1,500	1,500	4,500
拡声装置・マイク	講堂・1・6・7・9号室	1,500	1,500	1,500	4,000
スポットライト	講堂	1,500	1,500	1,500	4,000
CD・テープレコーダー	講堂	1,000	1,000	1,000	3,000
ICレコーダー	全室可	1,000	1,000	1,000	3,000
ビデオ・DVDデッキ	全室可	2,000	2,000	2,000	6,000
液晶プロジェクター	全室可	2,000	2,000	2,000	6,000

※持ち込み機材等(プロジェクター、パソコン、コーヒーメーカー等)の電気使用料は、1KWにつき200円となります。

案内図



〒231-0005 横浜市中区本町1丁目8番地
TEL.045-201-0708 FAX.045-201-2630

指定管理者:ソーシャルアカデミックマネジメント

◎開館時間:9:00～22:00

◎休館日:毎月第2水曜日(祝日、休日の場合は翌平日)・年末年始(12/29～1/3)

◎ホームページ: <http://www.kaikokukenkaikan.com>

または、検索サイトで「横浜開港記念会館」と入力

横浜市開港記念会館

利用案内

このたびは、横浜市開港記念会館をご利用いただきありがとうございます。

当会館は、横浜開港50周年を記念し、市民の寄付金等により大正6年に「開港記念横浜会館」として建設されて以来、横浜の代表的建造物の一つとして多くの市民に親しまれてきました。

昭和34年から「横浜市開港記念会館」の名称で公会堂として利用されており、また、平成元年に重要文化財として国の指定を受けております。講堂及び各会議室以外の1、2階の通路・ロビー・資料コーナー等の共通部分については、どなたでも見学できる施設となっております。

公会堂をご利用のお客様におかれましては、当会館の使用上の注意事項等をお守りいただき、貴重な歴史的建造物を大切にご利用くださるようお願い申し上げます。

申込手続

- 休館日:毎月第2水曜日(祝休日の場合は翌平日)、年末年始(12月29日～1月3日)
- 営業時間:9:00(開館)～22:00(閉館)
- 貸出時間帯(区分) ※貸出時間帯の前・後の使用はできませんので、ご承知おください。

講堂	昼間(9:00～17:00)	夜間(17:30～22:00)	昼夜間(9:00～22:00)
各会議室	午前(9:00～12:00) 午後(13:00～17:00)	夜間(17:30～22:00)	昼夜間(9:00～22:00)

- 受付開始日時 市外の方は、講堂・会議室ともに1か月前からの受付です。

受付開始日に予約する場合は、来館してください。午前9時の時点で希望者が複数ある場合は、抽選を行います。抽選への参加は、1筐につき1名に限ります。複数応募等の不正が判明した場合は、ご利用をお断りします。

※【講堂または講堂の催事に伴う会議室】の利用:押印の6か月前の当日が受付開始日

【会議室のみ】の利用:利用日の3か月前の当日が受付開始日

(受付開始日が休館日に当たる場合は、翌日が受付開始日となります。)

- 受付開始日以降の受付:先着順(電話も可)
- 未成年者の利用:未成年者が利用するときは、成年者の同意書が必要です。
- 申込手続:予約後10日以内に会館事務室にお越しください。

利用許可申請書に必要事項を記入の上、利用料金を添えてお申し込みください。手続の終了後、「利用許可書」をお渡ししますので、利用当日に必ずお持ちください。

- 利用の不許可(次の場合は利用できません。)

- ①公安又は風俗を害するおそれのあるもの
- ②主として物品販売や展示および宣伝を目的とするもの
- ③華儀・告別式その他市技が必要と認めるとき
- 利用の取消し(次の場合には利用を制限し、または許可を取り消す場合があります。)
- ①偽り、その他不正な手段で利用許可を受けたとき
- ②条例・規則に違反し、かつ職員の手指示に従わないとき
- ③災害、その他事故により公会堂が利用不能になったとき 等

- 「音」を出さず、「臭い」が発生する催事

当館は、防音設備が整っておりませんが、音楽会・コンサート等に限りず講堂において大きな「音」を出す催事の場合には、講堂以外の各会議室も予約確保していただいております。「音」出し催事により他のお客様に迷惑な場合は、音量等の抑制について注意させていただくことがあります。また、会議室での「音」出し催事や「臭い」が長時間残るような催事の場合、他のお客様に迷惑が及びますので、お断りすることがあります。

利用前の準備

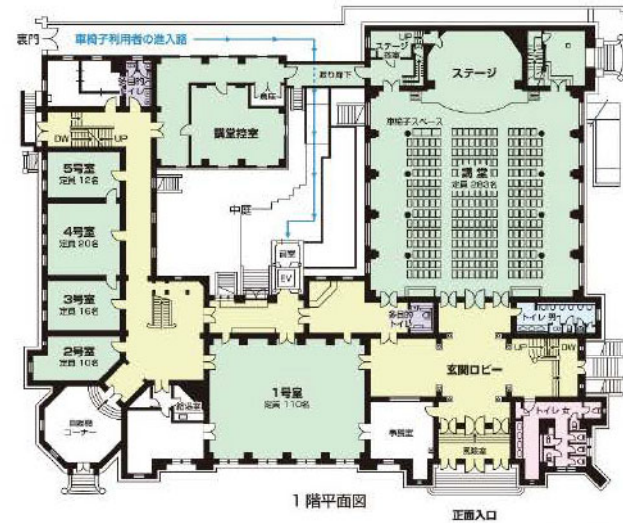
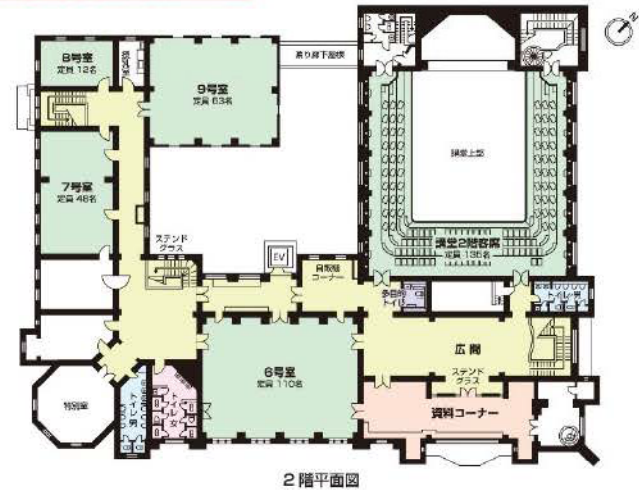
- 催事等の打合せ**
基本的な設備関係(照明・カーテン・スクリーン・プロジェクター等)の操作はお客様が行ってください。(使用方法については、事務室までお問合せください。)舞台・照明等の利用や持ち込み品等について、事前の調整・打合せをお願いいたします。
特に大量の電気を利用する場合は、容量及び利用料金の関係がありますので、事前に電気設備(照明・映像・音響等)使用リストの提出をお願いいたします。
- 防災協力員の配置**:全室または講堂を利用される場合は、災害に備えて防災協力員を配置してください。発災時には来場者の避難誘導等に協力くださるようお願いいたします。
- 関係機関への届け出**:主催者側で届け出てください。周辺道路の利用など届出を必要とするときは、警察署などの関係機関に届け出てください。
- 会場整理などの人員**:主催者側で手配してください。特に入場や受付等の対応にあたっては、他のお客様や見学者の妨げにならないようお願いいたします。また、通路、ホール等共通スペースの占用はご遠慮ください。

利用上の注意事項

「公会堂利用許可書」の下欄に記載されている「利用上の注意」をよくお読みいただき、各項目を必ずお守りください。

- 使用時間**:準備から後片付けまでの時間も含まれます。余裕を持ったスケジュールで計画し、利用時間の厳守をお願いいたします。
- 当日の受付**:利用当日は「公会堂利用許可書」を受付にて提示してください。
- ロビー・通路等のスペースの利用**
全室確保いただいた場合でも、ロビー・通路等は見学者があり、原則として占用できません。
- 後片付けと点検**:使用後は必ず机・椅子等を元どおりにし、機目に連絡してください。職員が確認にうかがいますが、施設や物品を傷つけたり壊したときは介償していただくことがあります。また、館内にごみ箱は設置しておりませんので、ごみは主催者側でお持ち帰りください。
- 定員を守ること**:定められた定員を必ずお守りください。定員を超える椅子の貸出はいたしません。
- 飲食について**:講堂内の飲食は禁止です。会議室での軽い飲食は可能です。(飲食に伴うごみはお持ち帰りください。)1階及び2階に飲物の自動販売機がございます。また、飲酒は一切禁止です。主催者側に限らず来場者の方々にも周知をお願いいたします。
- ポスター等の掲示**
国指定重要文化財のため、館内・外へのポスター等の貼付は禁止されています。会場の内外に看板・ポスター等を掲示するときは、立て看板・サインスタンド等がご利用になりますので、事前にご相談ください。
- 非常口等の確認**:非常口・各室の位置・通路等を必ずお確かめください。
- 電話の取りつきと呼び出し**:緊急以外の電話の取りつき・場内の呼び出しはいたしません。各部屋のインターホンには外線電話につながっておりません。
- 物品の搬入・保管**
催事等にお使いの物品・機材等の運送業者・宅配便等による搬入については、利用時間内に主催者が立会い、保管等をお願いします。利用時間の前・後に会館で受取り・保管はいたしませんので、ご承知おください。
- 湯茶の扱い**:湯沸し器、茶器等はお貸しします。なお、お茶の葉・ふきんはお客様でご用意ください。
- 駐車場・駐輪場**:当館には駐車場・駐輪場はございません。電車・バス等でのご来場をお願いします。物品等の搬入時等は、敷地内のスペース(中庭廊通路)が使用できます。
- 車椅子等のご利用**
講堂内に車椅子用のスペース3席分をご用意しております。ご来館時には裏門より中庭に入るとエレベーターがありますので、ご利用ください。
- コピー機**:1階ロビーにコピー機(有料)を設置しています。両替・領収書の発行はできませんので、ご了承ください。
- 館内及び敷地内の禁煙**
館内及び敷地内はすべて禁煙で、喫煙をする場所はありませんのでご協力ください。また、催事等にご参加の皆様にもご周知をお願いいたします。

開港記念開館平面図



文化財建造物の活用事例

文化財建造物の活用事例について、以下に一覧表にまとめる。

名 称	基本情報	活用内容
大阪市中央公会堂 (中之島公会堂) 	文化財種別：重要文化財 所在地：大阪府大阪市北区中之島 建築年：1918（竣工） 2002（改修） 設計者：岡田信一郎、辰野金吾、 片岡安 旧用途：公会堂 新用途：公会堂 管理主体：大阪市	2002年耐震改修 大阪を代表するMICE施設として、企業イベント、文化イベント、国際会議、展示会など多彩なビジネスイベントの舞台となっている。1,161人収容の大集会室（大ホール）、最大500人収容可能な中集会室、小集会室、特別室を有する。
京都文化博物館別館 (旧日本銀行京都支店) 	文化財種別：重要文化財 所在地：京都府京都市中京区 建築年：1906（竣工） 設計者：辰野金吾、長野宇平治 旧用途：銀行 新用途：博物館 管理主体：京都府	京都文化博物館の別館として活用。館の主催事業等に優先使用するが、貸ホールとして多目的に利用可能。インターネット回線を開設し、クラシックコンサート・ライブ、シンポジウムや講演会などのライブ配信が可能。
京都府庁旧本館 	文化財種別：重要文化財 所在地：京都府京都市上京区 建築年：1904（竣工） 設計者：松室重光 旧用途：府庁舎 新用途：府庁舎 管理主体：京都府	昭和46年まで京都府庁本館として使用され、現在も執務室として使用される日本最古の現役の官公庁建物。建物一角をカフェ（前田珈琲）として活用。
旧開智学校校舎 	文化財種別：国宝 所在地：長野県松本市開智 建築年：1876（竣工） 1964（移築復原） 設計者：立石清重 旧用途：旧制小学校 新用途：博物館 管理主体：松本市	わが国で最も古い学校の一つで、漆喰系の擬洋風建築として代表的な建物。1965年から明治期以降の膨大な教育資料を展示する松本市立博物館の一施設、教育博物館として活用。

【参考資料4】

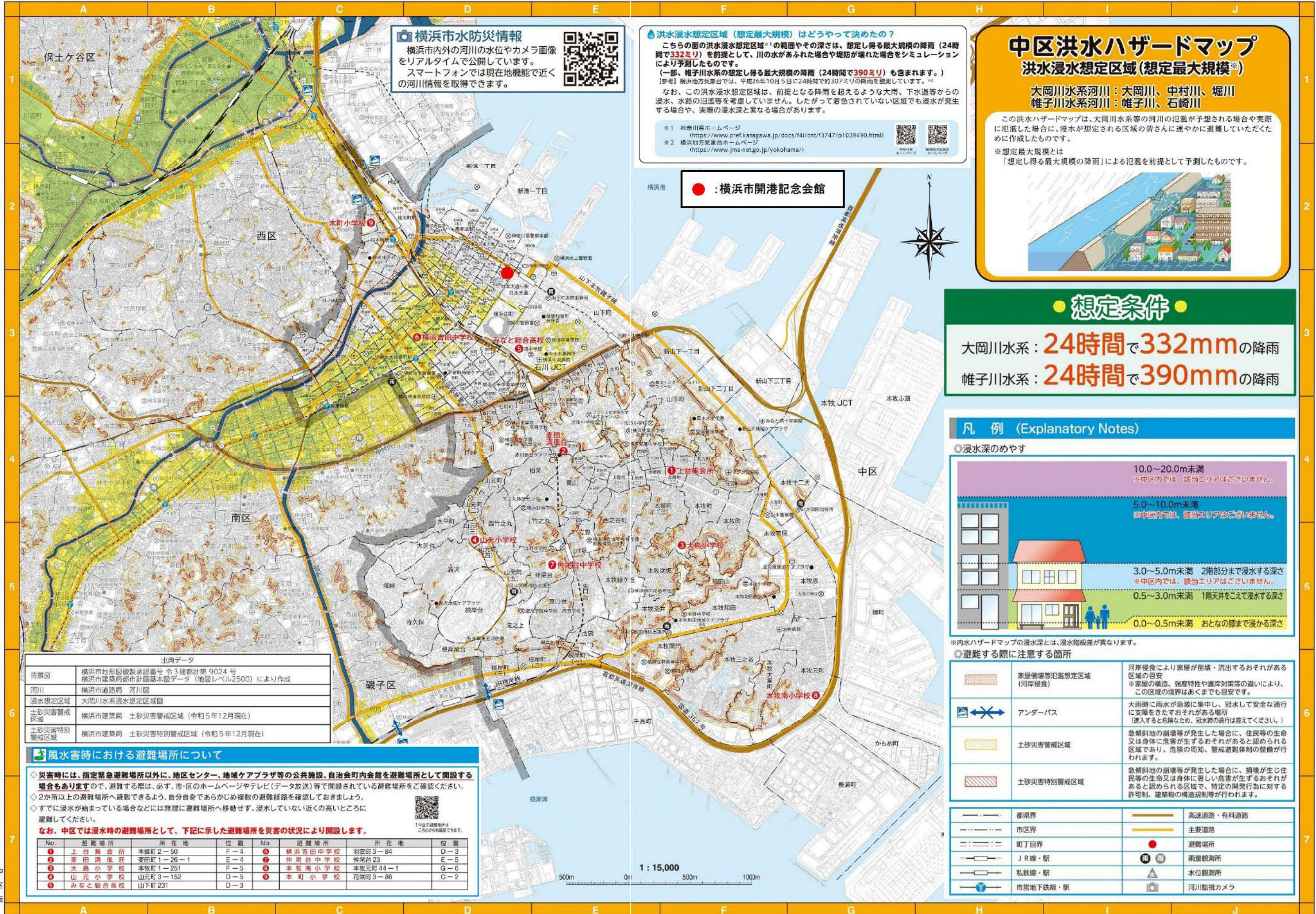
名 称	基本情報	活用内容
旧睦沢学校校舎 (甲府市藤村記念館) 	文化財種別：重要文化財 所在地：山梨県甲府市北口 建築年：1875（竣工） 設計者：松本輝殷 旧用途：校舎、公民館、資料館 新用途：交流施設 管理主体：甲府市	睦沢学校校舎として建てられたもの。1969年から郷土の民俗・歴史・教育・考古資料の展示館として活用。1990年に教育資料館に展示替えした。2010年甲府駅北口に移転し、交流ガイダンス施設として新たに開館した。
神奈川県立歴史博物館 (旧横浜正金銀行本店本館) 	文化財種別：重要文化財 所在地：神奈川県横浜市中区 建築年：1904（竣工） 設計者：妻木頼黄 旧用途：銀行 新用途：博物館 管理主体：神奈川県	旧横浜正金銀行の本店として1904年に建てられたネオ・バロック様式の旧館部分に1967年に増築された新館部分を合わせ、人文科学系の博物館として開館した。館内に喫茶室を併設。
神奈川県庁舎 	文化財種別：重要文化財 所在地：神奈川県横浜市中区 建築年：1928（竣工） 設計者：小尾嘉郎（案） 神奈川県内務部 旧用途：県庁舎 新用途：県庁舎 管理主体：神奈川県	日本趣味を加味したシンボリックな高塔「キングの塔」を持つ庁舎建築。貴賓室、大会議場を有し、昭和初期の庁舎建築の代表例。現役の庁舎として活用されている。2017年耐震補強工事実施。
札幌市資料館 (旧札幌控訴院庁舎) 	文化財種別：重要文化財 所在地：北海道札幌市中央区 建築年：1926（竣工） 設計者：司法省会計課 旧用途：庁舎 新用途：資料館 管理主体：札幌市	1926年に札幌控訴院として創建。裁判所移転に伴い、1973年に札幌市資料館として開館。館内には、「おおば比呂司記念室」、「刑事法廷展示室」などの展示室のほか貸室として「ミニギャラリー」6室と「研修室」1室がある。
明治古都館 (旧帝国京都博物館本館) 	文化財種別：重要文化財 所在地：京都府京都市東山区 建築年：1895（竣工） 設計者：片山東熊 旧用途：博物館 新用途：博物館（休館中） 管理主体：独立行政法人国立博物館	奈良と併せ京都に新設された帝国博物館で1897年に開館した。長らく国立博物館の展示・収蔵施設として活用されてきたが、免震改修等の準備のため休館中。

名 称	基本情報	活用内容
聖徳記念絵画館 	文化財種別：重要文化財 所在地：東京都新宿区 建築年：1926（竣工） 設計者：明治神宮造営局 旧用途：美術館 新用途：美術館 管理主体：（宗）明治神宮	明治天皇・昭憲皇太后の御在世中の御事蹟を伝える80枚の絵画を常設展示する美術館で、その御聖徳を永く後世に伝えるために神宮外苑に建てられた。創建時から用途を変えずに活用を続けている。

※ 写真出典：

明治古都館は、京都国立博物館ホームページ (<https://www.kyohaku.go.jp/jp/>) より

それ以外は、国指定文化財等データベース (<https://kunishitei.bunka.go.jp/>) より



横浜市水防災情報
 横浜市内外の河川の水位やカメラ画像をリアルタイムで公開しています。スマートフォンでは現在地機能で近くの河川情報を取得できます。

洪水浸水想定区域(想定最大規模)はどのように決めたの?
 こちらの面の洪水浸水想定区域^{※1}の範囲やその深さは、想定し得る最大規模の降雨(24時間で332ミリ)を前提として、川の水があふれた場合や堤防が壊れた場合をシミュレーションにより予測したものです。
 (一部、帷子川水系の想定し得る最大規模の降雨(24時間で390ミリ)も含まれます。)
 ※1 横浜地方気象台では、平成26年10月5日に24時間で約307ミリの降雨を観測しています。
 ※2 横浜地方気象台ホームページ(https://www.jma-net.go.jp/yokohama/)

中区洪水ハザードマップ
洪水浸水想定区域(想定最大規模[※])
 大岡川水系河川：大岡川、中村川、堀川
 帷子川水系河川：帷子川、石崎川

この洪水ハザードマップは、大岡川水系等の河川の氾濫が予想される場合や実際に氾濫した場合に、浸水が想定される区域の皆さんに速やかに避難していただくために作成したものです。
 ※想定最大規模とは「想定し得る最大規模の降雨」による氾濫を前提として予測したものです。

想定条件

大岡川水系：24時間で332mmの降雨
 帷子川水系：24時間で390mmの降雨

凡例 (Explanatory Notes)

◎浸水深のめやす

10.0~20.0m未満	※中区内では、該当エリアはございません。
5.0~10.0m未満	※中区内では、該当エリアはございません。
3.0~5.0m未満	2階部分まで浸水の深さ ※中区内では、該当エリアはございません。
0.5~3.0m未満	1階天井をこえて浸水の深さ
0.0~0.5m未満	おとなの膝まで浸る深さ

※内水ハザードマップの浸水深とは、浸水階級が異なります。

◎避難する際に注意する箇所

	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	河岸侵食により家屋が倒壊・流出するおそれがある区域の目安。強度特性や護岸対策等の違いにより、この区域の境界はあくまでも目安です。
	アンダーパス	大雨時に雨水が急激に集中し、冠水して安全な通行に支障をきたすおそれがある場所(進入すると危険なため、冠水時の通行は控えてください。)
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

	都県界		高速道路・有料道路
	市区界		主要道路
	JR区界		避難場所
	JR線・駅		雨量観測所
	私鉄線・駅		水位観測所
	市営地下鉄線・駅		河川監視カメラ

出典データ

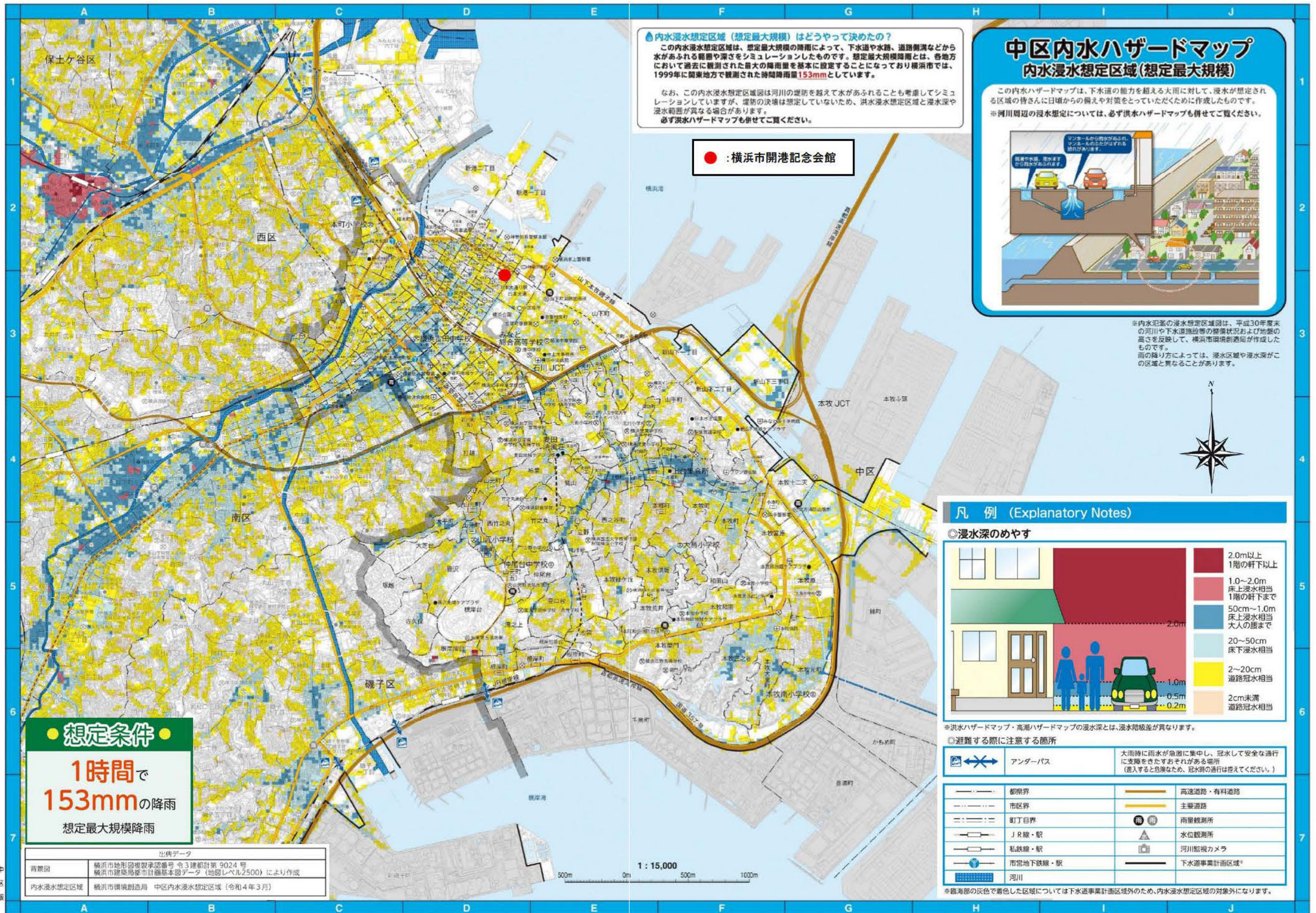
背景図	横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第 9024 号 横浜市建築局都市計画基本図データ(地図レベル2500)により作成
河川	横浜市道路局 河川図
浸水想定区域	大岡川水系浸水想定区域図
土砂災害警戒区域	横浜市建築局 土砂災害警戒区域(令和5年12月現在)
土砂災害特別警戒区域	横浜市建築局 土砂災害特別警戒区域(令和5年12月現在)

風水害時における避難場所について

◇災害時には、指定緊急避難場所以外に、地区センター、地域ケアプラザ等の公共施設、自治会町内会館を避難場所として開設する場合がありますので、避難の際は、必ず、市・区のホームページやテレビ(データ放送)等で開設されている避難場所をご確認ください。
 ◇2か所以上の避難場所へ避難できるよう、自分自身であらかじめ複数の避難経路を確認しておきましょう。
 ◇すでに浸水が始まっている場合などには無理に避難場所へ移動せず、浸水していない近くの高いところに避難してください。

なお、中区では浸水時の避難場所として、下記に示した避難場所を災害の状況により開設します。

No.	避難場所	所在地	位置	No.	避難場所	所在地	位置
1	上台集会所	本郷町2-50	F-4	6	横浜吉田中学校	羽取町3-84	D-3
2	妻田清風荘	妻田町1-26-1	E-4	7	仲尾台中学校	仲尾台23	E-5
3	大島小学校	本郷町1-251	F-5	8	本郷南小学校	本郷元町44-1	G-6
4	山元小学校	山元町3-152	D-5	9	本町小学校	花取町3-86	C-2
5	みなと総合高校	山下町231	D-3				



内水浸水想定区域(想定最大規模)はどうやって決めたの?
 この内水浸水想定区域は、想定最大規模の降雨によって、下水道や水路、道路側溝などから水があふれる範囲や深さをシミュレーションしたものです。想定最大規模降雨とは、各地方において過去に観測された最大の降雨量を基本に設定することになっており横浜市では、1999年に関東地方で観測された時間降雨量153mmとしています。
 なお、この内水浸水想定区域は河川の堤防を越えて水があふれることも考慮してシミュレーションしていますが、堤防の決壊は想定していないため、洪水浸水想定区域と浸水深や浸水範囲が異なる場合があります。
 必ず洪水ハザードマップも併せてご覧ください。

● : 横浜市開港記念会館

中区内水ハザードマップ 内水浸水想定区域(想定最大規模)

この内水ハザードマップは、下水道の能力を超える大雨に対して、浸水が想定される区域の皆さんに日頃からの備えや対策をとっていただくために作成したものです。
 ※河川周辺の浸水想定については、必ず洪水ハザードマップも併せてご覧ください。

※内水浸水の浸水想定区域は、平成30年度末の河川や下水道施設等の整備状況および地盤の高さを反映して、横浜市環境創造局が作成したものです。
 雨の降り方によっては、浸水区域や浸水深がこの区域と異なることがあります。

想定条件
 1時間で
 153mmの降雨
 想定最大規模降雨

凡例 (Explanatory Notes)

◎浸水深のめやす

	2.0m以上 1階の軒下以上
	1.0~2.0m 床上浸水相当 1階の軒下まで
	50cm~1.0m 床上浸水相当 大人の腰まで
	20~50cm 床下浸水相当
	2~20cm 道路冠水相当
	2cm未満 道路冠水相当

◎避難する際に注意する箇所

大雨時に雨水が急激に集中し、冠水して安全な通行に支障をきたすおそれがある箇所(進入すると危険なため、冠水の通行は控えてください。)

アンダーパス

	都県界		高速道路・有料道路
	市区界		主要道路
	町丁目界		雨量観測所
	JR線・駅		水位観測所
	私鉄線・駅		河川監視カメラ
	市営地下鉄線・駅		下水道事業計画区域*
	河川		

*臨海部の灰色で着色した区域については下水道事業計画区域外のため、内水浸水想定区域の対象外になります。

出典データ

背景図	横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第 9024号 横浜市建築局都市計画基本図データ(地図レベル2500)により作成
内水浸水想定区域	横浜市環境創造局 中区内水浸水想定区域(令和4年3月)

横浜市

保存版

浸水ハザードマップ (中区)

浸水ハザードマップの使い方

スタート 「1 情報の入手方法と日頃からの備え」をご覧ください
浸水想定区域以外の方も、日頃から浸水に備えておくことが重要です。

あなたのお住まいや職場で浸水が発生するおそれがありますか？
 「内水ハザードマップ」(下水道や水路からの浸水)
 「洪水ハザードマップ」(河川氾濫による浸水)
 「高潮ハザードマップ」(高潮による浸水)の、浸水想定区域を確認しましょう。

「内水ハザードマップ」「洪水ハザードマップ」の浸水想定区域となっている方
 ⇒ 「2 内水氾濫と洪水(河川氾濫)の発生について」をご覧ください。

「高潮ハザードマップ」の浸水想定区域となっている方
 ⇒ 「3 高潮の発生について」をご覧ください。

マイ・タイムラインを作成しよう
 マイ・タイムラインとは、台風や大雨の水害等、これら起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自身の避難行動計画です。

横浜市

令和6年10月発行

1 情報の入手方法と日頃からの備え

ハザードマップを使って、お住まいの地域の危険度を把握し、適切なタイミングで避難行動を起こせるよう、日頃から情報収集をしましょう。

自動配信されるもの(PUSH型)

- 横浜市防災情報Eメール 要事前登録
あらかじめ登録したパソコン・携帯電話に防災情報等が配信されます。
- 防災アプリ 要事前登録
「Yahoo! 防災速報」アプリをインストールしていただくことで、横浜市からの防災情報等をスマートフォン等で受信できます。
- ファックス
聴覚障害者の方の自宅(要事前登録)、高潮及び洪水浸水想定区域内の要援護者施設等の事業所に配信します。
- 緊急速報メール
緊急速報メールに対応した携帯電話に配信されます。
- 漏水拠点警報装置(設置のない区もあります)
屋外スピーカーからの音声放送やサイレンにより、災害発生時の危険性や避難情報をお知らせします。
- 緊急警報放送
テレビ・ラジオ等から警報音を発生し、重要かつ緊急な災害情報を放送します。
- 広報車等による広報
状況に応じて、必要な地域へ広報車が出勤します。また、職員を派遣したり、消防艇へリコプターを出勤させることもあります。

自身で情報収集するもの(PULL型)

- ホームページ
横浜市 防災情報
気象警報や河川の水位、潮位等を確認することができます。
- 防災情報ポータル
避難指示の状況及び避難所の開設状況を確認することができます。
- 漏水ナウキャスト
現在の雨雲の動きや今後の動きを確認することができます。
- 横浜市トップページ(緊急情報)
- X(横浜市防災旧ツイッター) @yokohama_saigai
- テレビ(tvk、ケーブルテレビ、データ放送など)
- ラジオ(コミュニティFMなど)

ハザードマップで自宅と避難場所を確認しよう

- 自宅付近が浸水したときにどのくらいの水深になるかを確認しましょう。
- 自宅から避難場所までの複数の道順や方向を、ハザードマップに書き込みましょう。
- なお、災害の状況により、開設する避難場所は異なります(ハザードマップ参照)。避難する際は、市・区ホームページ等で開設している避難場所を確認してください。
- 地域では、このハザードマップを活用した訓練を行い、災害時の適切な行動につなげましょう。

避難時の持ち出し品を確認しよう

- 避難時の持ち出し品は日頃から準備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- 持ち出し品はできるだけ少なくしましょう(ラジオ、飲料水、懐中電灯、医薬品、ベビー用品、マクドなど)。また、リュックサックなど、向手があくものに収まる程度にしましょう。
- 避難場所には食料、水、タオルなど、必要なものを持参しましょう。

側溝や雨水ますを点検しよう

- 側溝や雨水ますをふさがないようにしましょう。
- 雨水ますの吸い込み口が落ち葉やごみで詰まると、道路浸水などの原因になります。
- 雨水ますやL型側溝の上に乗車し入れブロックなどを置かないようにしましょう。

浸水に備えよう

- 家にあるもので浸水を防ぎましょう。土のうやプランター、家庭にあるごみ収集袋などを利用して水のうなどを作って浸水を防ぐことができます。
- 大雨の際には、洗濯機、トイレ、風呂場の排水口など思わぬところから下水が逆流することがあります。排水口を水のうなどでふさぎましょう。

家庭でできる浸水防止対策の一例

ごみ収集袋(45リットル)を二重にし、中に半分くらい水を入れ、水のうを作ります。

水のうと長めの板などを組み合わせ、浸水を防ぎます。

水のうは段ボール箱に詰めることで、強度が増します。

プランターをならべ、レジャーシートで包み浸水を防ぎます。

2 内水氾濫と洪水(河川氾濫)の発生について

内水氾濫の発生

大雨が降ると下水道などで全ての雨水を排水できなくなり、内水による浸水が起こります。

内水氾濫とは、雨の量が下水道などの排水能力を超えたときや、河川などの排水先の水位が高くなったときに雨水を排水できなくなり、浸水することです。

洪水(河川氾濫)の発生

洪水(河川氾濫)とは、大雨によって河川などの水位が上昇し、堤防を越えて水がふれたり、堤防の土砂が流出して決壊したりすることです。家屋の倒壊や流出など、大規模な被害を引き起こします。

大雨のときはこんな点に注意しよう

集中豪雨に注意しよう 突発的かつ短時間な集中豪雨に備えて、ふだんから雨の様子をチェックしておきましょう。

<p>やや強い雨 1時間10~20mmの雨 建物の軒先から雨水がこぼれ始める。早く出ておきましょう。</p>	<p>強い雨 1時間20~30mmの雨 軒先から雨水がこぼれ始める。排水溝が詰まる可能性があります。</p>	<p>激しい雨 1時間30~50mmの雨 排水溝が詰まる。水が溢れ始める。</p>	<p>非常に激しい雨 1時間50~60mmの雨 排水溝が詰まる。水が溢れ始める。道路が冠水する。</p>	<p>猛烈な雨 1時間60mm以上の雨 排水溝が詰まる。水が溢れ始める。道路が冠水する。避難が必要になる。</p>
---	---	--	---	--

内水ハザードマップとは?

内水氾濫によって想定される浸水区域や浸水深などの情報をまとめたマップです。また、この内水ハザードマップは、河川の堤防を越えて水がふれることも表現していますが、堤防の決壊は想定していません。洪水ハザードマップも併せてご覧ください。

横浜市では1時間あたりの雨量が50mm~60mmに対応する下水道整備を進めています。内水ハザードマップは、下水道の能力を超える大雨に対して、市民の皆様が日頃からの備えと対策をとっていただくために作成したものです。

想定降雨 1時間で153mmの降雨

洪水ハザードマップとは?

洪水(河川氾濫)によって想定される浸水区域や浸水深などの情報をまとめたマップで、浸水が想定される区域の皆様に速やかに避難していただくために作成したものです。

河川上流域のみ雨が降っている場合など、雨の降り方によっては、内水氾濫より前に洪水(河川氾濫)が発生することもありますので、気象情報や河川水位にご注意ください。

**想定降雨 大岡川水系: 24時間で332mmの降雨
帷子川水系: 24時間で390mmの降雨**

避難の考え方

- 身の危険を感じる場合は避難を開始してください。
- 安全な場所へ避難(水平避難)
(避難場所、近くの商店、土砂災害警戒区域外及び浸水想定区域外の建物の2階以上など)
- 建物内の少しでも安全な場所へ避難
(浸水が浅くても水の濁りや電気のショートなどによる危険があります。浸水が深くなると、建物内へ避難することが難しくなります。)
- 近所へ声をかけよう
ご高齢の方、子ども、障害のある方などは避難に困難を要する場合があります。近所の人やご近所の方へ声をかけて避難場所を確認してください。
- 安全な経路で避難しよう
河川沿いや急傾斜地(崖)沿いの道は避けて避難しましょう。大雨により、保通やマンホールの蓋が外れている場合があるので、転落しないよう十分に注意して、盲導犬を誘導しましょう。
- 地下街・地下施設の浸水は危険です
浸水の危険性があると感じたときは、速やかに地上へ避難しましょう。

お問合せ先(平常時)

お問合せ内容	取り扱い部署	連絡先
地域防災・避難等に関すること	中区区務課	224-8112
人命救助・救急に関すること	中海防署	251-0119
道路・下水道・公園に関すること	中土木事務所	641-7681
崖に関すること	横浜市建築局建築防災課	671-2948
河川 国管理区間の河川に関すること	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	503-4000
市管理区間の河川に関すること	神奈川県横浜川崎治水事務所	411-2500
内水 内水に関すること	横浜市下水道河川局管理課	671-2855
高潮 高潮に関すること	横浜市下水道河川局マネジメント推進課	671-2838
洪水・高潮ハザードマップ全般について	神奈川県土木整備局河川建設グループ	210-6514
	横浜市総務局危機管理室地域防災課	671-2011
	横浜市下水道河川局マネジメント推進課	671-2838

避難情報がでたら

身の危険を感じる場合は避難を開始してください。
 (1)情報の入手方法と日頃からの備え「避難の考え方」もお読みください。

警戒レベル	発令する	とるべき行動	避難情報(横浜市)	【警戒レベル相当情報】
警戒レベル5	緊急警報(気象庁)	【命の危険 直ちに安全確保!】 ●災害が発生・切迫しており、命を守るための最優先の行動をとる。	緊急安全確保	大雨特別警報等 氾濫発生情報
警戒レベル4	横浜市	【危険な場所から全員避難】 ●直ちに身の安全を確保できる場所へ避難する。 ●避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所へ避難する。	避難指示	土砂災害警戒情報等 氾濫危険情報
警戒レベル3	横浜市	【危険な場所から高齢者等は避難】 ●避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその家族等は、安全な場所へ避難を促す。 ●その他の人は、家などにとどまり、持ち出し品の用意など、避難の準備を促すとともに危険だと思ったら早めに避難する。	高齢者等避難	大雨警報(土砂災害) 洪水警報等 氾濫警戒情報
警戒レベル2	気象庁	【自らの避難行動の確認】 ●避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認する。 ●避難情報の把握と、避難手段の確認をする。	—	大雨・洪水注意情報 氾濫注意情報
警戒レベル1	気象庁	【災害への心構えを高める】 ●防災気象情報等の最新情報に注意する。	—	早期注意情報

※警報等が解除されても、河川の水位情報等に注意してください。

